
平成26年第8回大和町議会定例会会議録

平成26年9月8日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	野 田 美 沙 子
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番馬場久雄君及び15番中川久男君を指名します。

日程第2「議案第51号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第51号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

それでは、二、三、ご質問をいたします。

これは平成の24年度に法律改正によって条例を定めると、こういうことですが、この中で、当初2条の定義でございますが、この中に特定教育保育施設と特定地域保育事業者、これについて用語の定義をご説明をお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

特定教育につきましては、施設給付を受けるいわゆる幼稚園という定義でございます。地域特定につきましても、地域で特定教育を行う事業者という、いわゆるこれも施設給付という形での事業者になるというふうに判断していただければと思います。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番（松浦隆夫君）

要するに、町内にある幼稚園、保育園、そういうこと、それを営む業者と、こういうことだと思います。これ、町で条例を定めるに当たりまして、この特定の保育事業者と調整ですか、これ運営に関することについて定めるということですので、事前調整をしてこういうことでやりますよということ、業者との調整等はなされたでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

まず、事業のいわゆる従来の幼稚園とか保育所、保育園を見ていただきますと、いわゆる県が示していた認定基準というのがありますので、それに応じて行う。あくまでもその基準を守りながら、今回の場合は今まで委託費で支払っていたものを施設型給付という形に変えますので、その意味での基準、運営するための基準というふうに考えていただければと思いますが。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番（松浦隆夫君）

基準を示すと、こういうことなんですけれども、この示し方によっていろいろ変わる事項というか、この法律の改正によって今までとここが違うよと、大きくここが違うんですよということについては、業者さんのほうは理解されてるんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

お答えさせていただきます。

あくまで事業所に対しては、この基準、あとこれからの運営について県のほうで指導をしております。町が今直接は指導ではありません。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。1番今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ちょっと教えていただきたいんですが、議案第51号の説明資料の1ページなんですが、この中に（1）の表の下に、私立幼稚園については、新制度移行後も施設型給付の支給を受けず、現行どおり私学助成等により運営することも選択できるとありますけれども、これ施設型給付とこの私学助成との関係で差異といいますか、違いがあるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

まず、施設型給付につきましては、一応定額の単価が決まっております、いわゆる定員掛ける何名というふうに全てを支払うという形でございます。この下の部分で私学助成というものは、親に対して、その所得に応じて今まで皆さんがお支払いしている幼稚園なら幼稚園の保育料に対して補助する、助成するというもので、今回のこの子育て支援法、いわゆる消費税に関連したものと今までやってきた幼稚園就園奨励費というものはまるっきり切り離したという形になっております。ですので、将来的にはこれもどのようになるかはまだ不明ということです。とりあえず今の段階ではまだ続けますよという回答になっております。

議 長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

了解しました。選択制なので、その施設の判断ということになるんだろうというふうに思います。

それから、もう1点ですが、52号関係の説明資料なんですけれども、この中にある居宅訪問型保育事業というのあるんですけれども、この中で、要するに家庭的保育というときに、何ていいますか、人数が少なくても保育所的な位置づけを認め……。すみません。失礼しました。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第52号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第52号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。今野善行君。

1 番 (今野善行君)

大変失礼しました。

52号の資料の説明資料なのですが、この中にあるC型というんですか、家庭的保育に近い類型ということで居宅訪問型保育事業というこういう場合に、家庭的な、1対1とかと書いてあるんですけども、その場合に保育事業として申請すればその支援の対象に受けられるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正春君)

C型ですが、あくまでもこの基準がございます。この基準を満たしていただければ、いわゆる町がそれを認定するという形で、いわゆる給付の形に持っていけるということになります。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

おはようございます。

説明資料の3ページにございますC型のところで確認を1点させていただきたいんですけども、保育士はもちろんでありますけれども、保育士を持たない、資格を持たない方に関して知識及び経験を有すると市町村長が認める者という定義となっておりますけれども、これどのような形でその資格があるというふうに認められるのかも基準、規定が何かできてらっしゃるのか確認をさせてください。

議長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正春君)

この家庭的保育者の資格については、今宮城県で行う研修、あと仙台市が行う研修と二通りありまして、1週間くらい通い詰めなんですけど、一応時間、あと講習のいわ

ゆる点数制がありまして、それを受けた方が一応対象となるという形になっています。
なかなか町レベルで行う研修については、講師のいわゆる集めたりというのはなかなか難しいものですから、今県のほうでまとめて行っている段階でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

県または仙台市の単位、大きな行政団体での行う研修を受けるということですね。
最終的には、これ市町村長が認めるイコール大和町で助成するわけでありますから大和町長が認めた方という位置づけということでよろしいのか、お聞かせ願います。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

今、議員申し上げたとおりでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第53号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第53号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第54号 大和町新型インフルエンザ等対策本部条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第54号 大和町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第55号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第55号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第56号 平成26年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第56号 平成26年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第57号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第57号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第58号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第58号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第59号 指定管理者の指定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第59号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

それでは、何点かお伺いしたいと思います。

今回の最低基準として、要素点として挙げられました職員雇用計画及び大和町スポーツ振興・普及及び利用者への還元に対する提案ということで、もう1社オファーのあったA団体に比べ3.4に対し5点、3.2点に対して5点ということで高かった点、どういう内容で評価が高かったのかというところを総括してお聞かせいただきたいと思っています。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

要素点につきましては3種類ほどプラスをしておりますけれども、1つは職員の雇用計画、それからあと地元スポーツ団体等の支援育成実績、それから大和町のスポーツ振興・普及等の利用者への還元に対する提案ということで3項目ほど挙げておりますが、そのうちの2項目についてミズノさんのほうが上回っていたということでございまして、その1つが地元スポーツ団体等支援育成実績ということでございまして、地元スポーツの範囲につきましては大和町の体育協会、これが1つ、それからあと地元のスポーツ少年団ということで、この2つの説明をしておりましたけれども、それに対する支援というふうなことでの評価でございました。片方が2.8、片方が4とい

うことをごさいましたので、その分ミズノさんが上回ったということをごさいますが、やはりミズノさんの実績の中では、地元に対して体育協会がどれだけやはり占めているかですとか、どれだけ貢献して必要になっているかというところの理解度がやはり高かったのかなというふうに思っております。

それから、あと3つ目のスポーツ振興の普及等利用者への還元に対する提案ということをごさいますけれども、ミズノさんについては、やはり抱えているスポーツの有名選手ですとかそういったような方々をいかに地元に移ってくるか、それによってスポーツの普及推進を積極的に図っていくかというようところが若干違いがあったのかなというふうに考えております。以上をごさいます。

議長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2番 (浅野俊彦君)

まず、1件目の職員雇用計画に対するまずご回答がちょっとなかったのもう一度お願いしたいなと思います。今一番やはり、今のうちの施設の現状等わかっていらっしゃるのが現状の職員さん、また臨時職員さんというところだと思いますので、ぜひ今後の雇用というところと維持管理を踏まえた中で、当初の計画のときからお話をさせていただいておりましたが、うまく継続して雇用いただけるような形でご紹介をいただきたいということはお話ししておりましたが、そういった内容もある意味ご理解をいただいての5点の高点であるのかということをお伺いしたかったのと、あと具体的に、先ほどの3件目のスポーツ振興というところでは非常にスポーツの意義を理解された、もちろんすばらしい会社さんだと思います。いい会社さんに来ていただいたというところだと思いますけれども、ぜひそのご提案にあったように、子供さん方のみならず我々大人も夢が持てるような有名選手にちょっと来ていただいて何かしらのイベントにつなげていただくとか、そういったところを具体化をぜひ、ご提案があったということでもありますので、していただけるように運んでいただきたいなと思いますけれどもいかがでしょう。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

職員計画につきましては、町としましては可能な限りやはり地元雇用というところをお願いしたいということが本音でございまして、そこら辺に対する考える方をお尋ねしたかった項目でございます。その項目につきましては、A団体も、それからミズノさんにつきましても同じような考え方で可能な限り町内からというような積極的な考え方を示してくださいました。そういったような観点から、両者とも同じ点数というような結果になりました。

それから、あとただいま議員さんがおっしゃいましたスポーツ振興についての有名選手の誘致、招致でございますけれども、これについてはやはり抱える人数が何名かちょっと確認をしておきました。そうしたところ、年代層の別はあるものの総枠では300名ぐらい抱えてますというような報告を受けました。非常に町としてもここら辺では期待をしたいところでございます、何とか実現に向けて今後も話し合いを進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

ぜひ期待するところでありましてけれども、引き続き指定管理移行後も、ある意味スポーツ施設の管理の専門家として、あの場所が危険だ、この場所を直すべきではないかというようなやはり客観的なお話がいろいろ出てくるのではないのかなと想像します。我々議員でももう少し整備をしたらというお話をさせていただいている中でもありますけれども、具体的に専門家の目を見たそういった提案を定期的にやはり意見交換するという場をぜひ継続して持っていたきたいなと思っておりますけれども、ぜひそういう場を設けていただきたいと思っております。いかがでしょう。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

議員がおっしゃいますように、やはり今後議会のほうからの承認を受けました後につきましては、専門的な視点でいろいろとアドバイスなりご意見をお伺いしながら町

と協議というふうな形で積極的に進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第60号 字の区域をあらたに画することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第60号 字の区域をあらたに画することについてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

議案60号の別紙のほうなんですけれども、こちらのほうに1案から3案まで出ております。その中で、吉岡中央という地名に対しては吉岡の南のほうに位置するので中央はおかしいんじゃないかとか、または2案で吉岡南四丁目、五丁目とした場合、四というのは「死」をあらわすものではちょっとおかしいとか、3案でまほろば南一丁目、二丁目という提案があったというご説明は聞きました。その中で考えてみれば、吉岡の中央では確かにないんですが、こちらの地番は吉田の地名を含めて、または役場、黒川病院、警察、消防という広範にあることから考えれば、私の案としては大和町中央でもいいかという認識があります。

また、まほろば南ということで、南はここだから、じゃあ本体のまほろばがどこに

あるのという疑問も持ちますし、一体この話し合いのどこを本筋にしてこのまほろば南に決まったのか、まだ見えてこないところがある。それで、協議の日程とか見ると7月の7日から始まっているんですが、こんなに急ぐのには何か理由があるのかという疑問も持っているんですけども、まず1点は、だからその急ぐ理由と、あとは例えば吉岡中央とかそういった東西南北とか入れてるんですが、私、転勤族が長くていろいろな地域に行って苦労するのがその東西南北の地名で、本体がここで南、北、西、東がどうだったかなというような認識からすごく訪問するのに苦労した思い出があるんですけども、できればそういった東西南北はつけてもらいたくないんですけども、何かこの東西南北にこだわる理由があるのか、お聞かせいただきたいんですけども。この2点です。東西南北にこだわる理由と、あとはちょっと急ぎ過ぎじゃないかということ。急ぎ過ぎる理由は何かということ。2点です。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

千坂議員さんの質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、日程の関係でございますが、前回の説明のとき今後の流れを説明しなかったのは大変申しわけございませんでした。今回の議会にご提案申し上げ可決いただきましたら早速に告示を行って、その後広報による周知、関係機関の通知等を含めて新たに、今の南第二の事業計画が平成27年度までになっておりますので、今の時期の字界名の変更を踏まえて、最終的には換地処分が終わった後に公告日があった翌日から新しい町名になるわけでありまして、日程的にも今の時期でないとなかなか進まないというような状況がございますので、関係機関通知におきましてここに書いてありますとおり法務局初め国税局関係、そういったところの手順がありますので、そういった関係で今現在お願いをしてるような状況になっております。

それから、2点目、東西南北の関係でございますが、前段で申し上げましたとおり、この南第二土地区画整理組合のほうで売り出してるキャッチフレーズが「まほろばタウン吉岡みなみ」というような形での進めでございました。購入された方々も「まほろば」というような形の部分もございますし、「吉岡みなみ」というような状況もあった中で「まほろば南一丁目、二丁目」というような形でのそれぞれ組合との協議が整ったような状況になっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

日程の関係ですけれども、これは突然出てきたわけじゃないから、それをけつにここから協議を始めようというスケジュール関係でもっと前倒し的にこういったものを決める作業に入れたんじゃないかなとは私個人で思ってます。ですから、何事でも早目にスケジュールを決めて十分な話し合いのもとにやればいいんじゃないかと。ましてやこの地名というものは、今後のまちづくりに役立つというか、役立てるものであるために、やはり時間をかけるべきだと思います。ましてや、やはり役場のある地名ですから、その場合は「大和中央」というのが私は個人的に好きだと思いますけれども、その辺を踏まえてもうちょっと時間をかけて議論すべきかと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

時間の関係でございますが、南第二土地区画整理組合、ご存じのとおりそれぞれ期限を変更して延ばしてきた経緯がございます。今回の最終的な27年度というような形で今協議が整ってるわけでございますが、その関係上、現時点での提案というような形で組合のほうからされたような状況になっておりました。もう少し時間をかけてというようなご意見もございますが、当然そういった意見もあるかと思うんですが、組合からのご提示もあった中での作業に取りかかったというのが実情でございますので、今回のご提案というような形になったような状況になっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

「まほろば南」という住所というのは、「吉岡まほろばタウンみなみ」でしたか、

そういった名前だからということでこれにしようかというものになったみたいなんですけれども、果たしてその名前で来たという方どのくらいおられたのかというその疑問点なんですけれども、具体的に多くこの名前じゃないと嫌だという意見があれば、どのくらいの数でこの「まほろば南」というものにこだわると言ったらおかしいけれども、この名前で募集したんだからこの名前でないといけないというものが副町長の耳に届いているのか聞かせていただきたいんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

「まほろば南」の関係でございますが、7月の28日に各区長会の皆様、議員の皆様初め町内会の会長さんにも出ていただいてご意見をいただいたところでございます。町内会の会長のほうからは、やはり先ほど申し上げたとおり「まほろばタウン吉岡みなみ」というような形での購入した方の意見が多かったというようなことと、新たなまちづくりの視点で私どもは入ってるので、前のあった吉岡南三丁目の続きではないほうが良いというようなご意見をいただいたところでございます。ただ、人数がどのくらいかというようなところまでの把握は、その場ではしてはおりません。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

この地名につきまして、私も生まれ育ったふるさとではないので余り大きな声は出せないんですけれども、少しこの地名に違和感を感じまして、それでちょっと地元の区長さんにお話聞いたところ、その区長さんおっしゃるには、町から説明があつて、その席では、今の副町長のご答弁と食い違って、吉岡南四丁目、五丁目で話がまとまったと。それ以外はまほろばの「ま」の字も話出てませんよというお話を聞きました。これが間違いかどうかわかりませんが、そういうお話を、吉岡の下町の区長さんからお話を聞きまして何だろうと。ちょっと話が、今お話の食い違いを感じてるんですが、その辺についてももう一度質問したいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

区長さんたちの捉まえ方でございますが、あくまでもご意見をいただくということでございまして、区長会、それから議員の皆様、町内会の皆様集まった席でこの町名を決めたというわけではございませんでした。あくまでもそれぞれのご意見をいただく中で、町とそれから組合との協議に持っていくという形でやっておりますので、区長さんの会議で四丁目、五丁目に取りまとまったという考えではございません。ご理解をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

もう一度お伺いをいたしますが、これで条例制定ぱっとされて、町内のそういった区長さん方から何なんだというような声が上がらないのかどうか、その辺をちょっと心配しての質問をいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

区長会の皆様との会議の意見交換の場でも、決定じゃなくてこの中で取りまとめていきたいというようなことをご確認をいただいておりますので、その点は。「吉岡中央」、それから「吉岡南」、さらには「まほろば南」に関しましては、もう一度申し上げますと、やはり一丁目、二丁目、三丁目があって、その南に中央があるのは抵抗があるのではないかというようなご意見、さらには「中央」ということにひっかかりがあるというようなご意見もございました。そのほか、「南」の南に、「中央」などもやはりどうなのかなというようなこと。また、「まほろばタウン」というチラシを見て購入したので「まほろば」というようなご意見もあったというようなこと。さらには、まほろば全体の部分もあるんですけども、「まほろば南」という考え方でど

うなのかというようなご意見もございました。そのほか、もう少し4号線沿いまで、例えば消防とか警察も入れた中でどうなのかというようなことがあったんですが、やはりこうなりますと公簿関係、登記関係もいろいろあってなかなかそこらは厳しいんじゃないかという話もされたような状況がございます。将来に向かってまほろば南、西側のほうの広域な広がり等も含めた中で「まほろば南」ではどうかというようなご意見もあったところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

先ほど話聞いておりますと、「吉岡南」というのは「吉岡東」があったから南となったのもありますよね、つけたの。果たして、この「まほろば南」。「まほろば北」とか「西」とかこれつけていくんだか。でなければ、まほろばに絞るんであれば何も「まほろば」でいいんでないのかなと。南をつける必要があるのかなというのもちよっと疑問に感じたものですから。

それと、やはりこれは名前と同じで1回つけたらもう変えられないものでしょうから、慎重にしなければならないのかなと。区長さん方のときはこの3つの案だよと言って、最終的にまた集まってこのように決まりましたよというから私議会に諮ってもらえるならいいんですけども、ただこの3つのうちからといって何に決まったかもわからないのに議会にぼっと出されても、責任は私たちにあるわけですから、もう一回これを区長さん方に集めたなら、この名前に庁議で決定しましたよということを説明してから議会に出すべきじゃないですか。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

区長さんたちにご理解をいただいた中で取りまとめた部分で、少し時間の部分では議会の承認をいただく前に集まったらどうかというようなご意見も、今お話をいただいたところでございます。今までの流れの中では、ご意見の中での取りまとめというような形で、最終的には町のほうで判断させてくださいというようなこともございま

したので、現在に至っているような状況になっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

先ほど控室で議会の方々、吉岡選出の議員の方々も区長さん方と一緒に集められたそうですけれども、いや、名前、そのとき決定してないよと。それを委任したかどうかというの、議員さん方、吉岡選出の方々いるんでしょうけれども、何かちょっと話が違うような話を、ニュアンスをちょっと聞いたもんだから、ちゃんとかういうものは大事なもので1回つけたら直せないものですから、やはり集めた方々を最終的に判断をもらってから議会にかけるべきじゃないんですか、と私は言いたいですけれどもいかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

ご意見の中でありましたとおり、区長会の方々、議員の皆様、あと町内会の皆様からご意見をいただいた中での取りまとめという形で進めた経緯がございました。ご意見の中でまとめた中で、最終的には組合側との協議の中で決めるというような方向性を、お話を申し上げた中で進めた経緯がございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませか。5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

この地名変更につきましては、7月7日に組合のほうから地名変更の要請という申請があって、7月28日、我々も含めていろいろ意見交換という形で意見を述べさせていただきました。その後、町で検討して8月8日ですか、組合と町とで協議をして今回の案になったわけですが、大きく変わるのは地名です。「吉岡天皇寺東」というのが1つと、あとはこれで見ますと「まほろば南一丁目」、「まほろば南二丁目」と、

こういう地名です。それで、確かにこの地名変更についてはいろんな意見が聞きます。きのうも聞いたし、組合の理事の方からもいただきましたが、この「まほろば南」といきなり吉岡、今までの組合のこの地域の命名は吉岡南何丁目、一丁目、二丁目、三丁目。そして、このまほろばについては、この吉岡という地名をなくしていきなり「大和町まほろば一丁目」。何かこう宙に浮いたような感じで違和感を感じるんです。一貫性を持った地名で言うと、「大和町吉岡南」、そして「まほろば一丁目」、南です。同じように、そういうふうな地名。まほろば、吉岡、どちらからでもいいんですが、「吉岡」という字を「まほろば」の前につけたほうがいいんじゃないかというふうな、そういうふうなお話がありましたので、その辺のことについて答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

松浦議員さんの「吉岡南まほろば一丁目」というようなお考えはどうかというようなこともございました。そういった吉岡の連続性の中での部分でのお考えかと思うんですが、やはり字名としてはちょっと長過ぎる気がいたします。そういった面も含めて、吉岡というようなどころではなくて新たなまちづくりの観点から南第二土地区画整理組合が今施工してる状況になっておりますので、そういった観点も含めて「まほろば南」というような形でご提案をしてる状況になっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

この「まほろば」という地名はいろいろなところで聞くんですが、何かこの今までの土地区画の中で町名がつけられてきている中で、「大和町まほろば何丁目」というと、何かこの落ちつかないというか、いろんな想像するんで、そこの頭に「吉岡」というふうな地名を入れると、今までの地名のつけ方と一貫性というか、そういうふうなことから、連続性というか、そういうことから必要じゃないかなというふうに感じておりますので、もう一度お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

住宅団地、工業団地含めて新たな字界名、いろいろ町のほうでもご承認をいただきながらつけてまいった経過がございます。「松坂平」とか「流通平」、さらには「まほろば」とかそういった面でいろんな地名をつけてきている状況になっております。あと、片仮名のほうの「ダイナヒルズ」とかそちらのほうもあるわけでありましてけれども、いろんな面で捉まえ方があるかと思うんですが、新たなまちづくりの中でこの「まほろば」というふうな、大和町の部分もございますので、その部分を含めて新たなまちづくりの観点で今進んでいる中で、まちづくりを考えた中の命名という形で考えております。ご提案をお願いしている状況になっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑。14番馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

7月の28日に一応吉岡地区の選出議員ということでこの意見交換の場に出席させていただきました。その中で、今副町長のほうからもいろいろ経過説明あったところなんですが、この3つの案の中の「中央」という名前は、これは区画整理組合のほうから一応こういった名前がいいんじゃないかという形で出されてきたということが中央何丁目。それから、今までの南一丁目、二丁目、三丁目あるんで、その続きで四丁目、五丁目、六丁目となる可能性もあるんじゃないかということで出ました。それから、「まほろば」というのは、そのときもお話は出てきました。私の記憶では、まほろば一丁目、二丁目という話が出たんですけども、「まほろば南」というのは、この後で審議の結果出たような気はするんですが、それでこの28日はやはり意見交換の場ということでいろんな区長さんとか議員からもいろんなアイデア、そういうものが出ました。その後の1日の庁議と、それから区画整理組合での協議となっておりますけれども、この辺で集約するための調整を図ったのかどうか。その経過、ちょっと説明していただければ。

それと、一番大事な今度住まわれる、吉岡南第二の自治会長さんがある程度その地

区の住民の方々のご意見、ある程度は集約してるんだと思うんですけども、その自治会長さんのご意見というか、それはいかがであったか含めてお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

まず、議会の議員の皆様、区長会の皆様、町内会の皆様にご提案したときにも、最初からこの「まほろば南」という形でご提案をさせていただいております。その中で協議をいただいたところでございます。

それから、町内会の会長さんのほうからやはり「まほろばタウン」という意見があったというようなご意見もその場でいただいているところでございますが、そういったことを含めて「まほろばタウン吉岡みなみ」というようなキャッチフレーズの中から「まほろば南」というような形でのご提案になったところでございます。

それから、もう一つ、最終的に組合側との協議を行っているところでございますが、組合側からも吉岡中央の考えをもう一度ご提案されて考えを示されましたが、やはり組合側からは高田地区のほうにまで将来、何十年先になるかわからないが開発されるであろうから、そこが吉岡中央になる、ここが中央になるのではないかと、そういった計画がありきやの中での話がされてるところでございました。改めてその計画等について現時点ではないわけでありまして、今後のことも考えますとやはり「中央」ではそぐわないのではないかとというような形でまとまったところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

意見交換の場でございましたので、ここで集約するということでは決してなかった会議であったと思います。前者も申し上げましたように、区長さん方も同席しているんなお話をしたもんですから、これその後どうなったのやと、何ていうんですか、結論は出たのかとかそういう思いは持っているようなんです。その場の雰囲気私個人的に感じたのは、少数意見だったんですが、私は新しい地区、開発された地区です

から別に南何丁目で続きでいかななくてもいいんだろう。「まほろば」でいいんじゃないですかと、独立して。そういう考えで言ったんですけれども、それは少数意見だったように思うんです。やはり四丁目、五丁目、将来的に六丁目というふうに希望を持っていくんじゃないかという意見だから、そこで集約したわけではないんですが、どちらかというところのほうが多かった。ただ、自治会長さんは四丁目という「四」というのは余り使いたくないという地区の方々の考えもあるというふうなことは出ましたけれども。そのままそういう意見がいろいろ出た中でですから、その後の庁議の結果とか、あと区画整理組合での「中央」というのはこうだよ、余りなじまないよという説明をして、どこでその「まほろば南」というふうに決定しましょうというふうに決定づけられたか。その経過もちょっと聞きたいんです。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

区長さんたちのご意見と四丁目、五丁目でもいいんじゃないかというようなご意見も確かに多かったのもありました。最終的に組合側との協議の中で、組合のほうからもやはり新たな土地区画整理事業として立ち上げた事業であるので、前段の吉岡南一丁目から三丁目のつながりでは組合側としてもそこは考えてないというような状況のお話もいただいたところでございます。そういったところで、まず吉岡南四丁目、五丁目については、組合側もそれはいいんじゃないか、新たなまちづくりの観点からやはり決めるべきではないかというようなご意見もいただいて、最終的に、何度も申し上げて申しわけないんですが、「まほろば南」になったようなところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

何かちょっと話を聞いてるとやはり時期尚早な感じは私は本当に否めないんです。私、ここでだから採決しろと言われてもちょっと本当に迷うところでありまして、このまほろばタウン、吉田のほうにそのまま移動したら一丁目、二丁目、三丁目、四丁

目と行った場合、「四」というのをまた使わないとまた別な地名にするんですかと。私は、「四」にこだわる必要はないんでないですか。私も病院にきのうちちょっとお見舞いに行ったけれども、4階の40何号室ってちゃんとありますし、病院にも。そんな住んで、「4」ついてない住所ってありますか。どこでも、南光台にしろいろんな将監にしろ、四丁目抜かして三丁目から五丁目に行ってるところどこもありません、それは。だから、それは考え過ぎで一部の人の意見であって、そういうのを取り入れたら切りがないし、また区画整理組合の意見を余り強く反映されてもやはり町全体のことを考えなければならないんでありますから、やはりさっき言ったとおり、吉岡の区長さん方、また集められただけで話出されてあと答えも出さないまますぐ議会というどうしても違和感が持ってくると思います。だから、もっとしっかりした説明をしてから我々のところに出してもらえるなら私も納得しますけれども、今の時点で議員の皆さんどうですかって言われても、いや、本当にこれは採決にどうしたらいいか私も悩むところでありますから、そこのところどうですか。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

その四丁目にこだわることはないのではないかというようなこともございますし、さらにもう少し区長さん初め説明を整えてからというようなご意見もいただいているところでございます。日程のことも申し上げてあれなんです、こういった形で今進めてきた段階でご提案申し上げてるということでございます。確かに四丁目、五丁目というふうな考えもあったんですが、組合のほうからもまちづくりの観点から新たな町名でどうかというようなご意見もいただいている中で、やはりまちづくりを考えた場合、その区画整理事業としての取り組みの中身もあったわけでありますので、新たな連番での町名ではなくというような考え方が最終的な形でまとまったような状況になっておりました。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにないですか。7番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

私からもちょっと質問させていただきます。

この問題、ちょうどもみじヶ丘の隣の杜の丘の名前つけるときと大分似てるかなと思っております。そして、私の記憶ですと、杜の丘の今の地名になる場合、多分住んでいる住民からアンケートとかとったかと私は思うんですけども、今回実際見ますと、町内会長の話とか区長さんのお話はあるんですけども、実際住んでいる方へのアンケートなりその辺があったかどうか1点、お聞きしたいと思います。

あと、もう1点、やはりまほろばの、皆さん言っているようにこの「南」という言葉です。じゃあ、実際これからまほろばの北とかそのような名前を今後つけていく予定があるのか、その辺、その2点だけお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 (遠藤幸則君)

アンケート、実際に調査はしておりませんでした。町内会の関係の設立総会、3月の15日やったんですが、そういった場所でも新たな町名どうなのかというような話題もあって、その中で町内会長さんがまとめていただいたような経緯があったかと思っております。そういった意味で、町内会長さんの発言があったのかなというふうに思っております。

それから、南があって次、北とか西とか出てくるのかというような考えでございますが、今のところその考えはございません。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

皆様言ってるように、じゃあここでちょっと採決なり審議してくれと言われても、やはり住民の意見ももう少し取り入れないと、何ていうかな、いい、悪いというのはなかなか難しいと思うので、ちょっともう少し検討してもらおうとありがたいかなというのが私の正直な意見で、やはり区長さんですと区長さんのほんの一部のご意見だと思えます。やはりこれから住んでいくのは、そこに住んでいる人たちの意見も尊重すべきだと思いますので、その辺ちょっとお考えをお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時59分 休 憩

午前11時51分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長からの申し出により、議案第60号は現在質疑中ではありますが、議事を中断させていただき、最終日に再度審議をお願いしたいとの申し出がありました。

また、議案第61号並びに議案第62号についても関連しますので、議会最終日まで審議を延長したい旨の申し出がありますので、最終日に審議したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

少し早いんですが、暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14「認定第 1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」から

日程第20「認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議 長 (大須賀 啓君)

日程第14、認定第1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長 (佐藤三和子君)

それでは、議案の第78ページをお願いいたします。

認定第1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条の第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付の平成25年度大和町各種会計歳入歳出決算書、厚いものでございます。これと議案説明資料、認定第1号関係（平成25年度一般会計歳入歳出決算）会計課と記載のあるものに基づいて説明をさせていただきます。

最初に、各種会計歳入歳出決算書の1ページをごらんいただきたいと思ひます。厚いほうでございます。

1ページには、一般会計と国民健康保険事業勘定特別会計など10の特別会計のそれぞれの決算額が記載された総括表になってございます。一番上の欄が一般会計でございますが、一般会計の歳入につきましては、収入済額が96億538万8,197円、また歳出の支出済額は90億3,528万4,692円となりまして、差引残額は5億7,010万3,505円となったところでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございますが、予算現額の計は94億362万4,000円、調定額は99億7,843万8,496円、収入済額は96億538万8,197円となっております。不納欠損額は2,575万9,608円となります。収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引いた額でございますが、3億4,729万691円となっております。予算対比でございますが、これにつきましては102.15%に、また調定対比につきましては96.26%となっております。

次に、歳出でございます。3ページをお願いいたします。これも一番下の歳出合計の欄になります。

予算現額の計につきましては、歳入と同額の94億362万4,000円でございます。支出済額につきましては、予算現額の次に掲載されております90億3,528万4,692円となつ

ております。また、翌年度繰越額につきましては、繰越明許費が1億9,652万9,000円、事故繰越は2,766万2,000円でございます。これらを差し引きました金額が不用額として1億4,414万8,308円となっております。予算対比の執行率につきましては、96.08%でございます。

次に、議案説明資料、会計課の認定第1号関係の資料をお願いいたします。

決算額を24年度と比較しました表で説明をいたします。この資料の4ページをお開き願います。

平成25年度一般会計決算額の歳入についての記載でございます。

金額の説明につきましては万単位として、1,000円以下の表現を省略させていただきます。

1款町税でございます。表の右側に記載されております差引と増減率の欄をごらん願います。

差し引きで5,178万円、1.2%の増になっております。平成25年度決算額における歳入全体からの町税の構成比につきましては44%になっております。

2款の地方譲与税につきましては、差し引きでマイナス583万円、4.7%の減に、3款利子割交付金につきましては29万円、6%の増に、4款配当割交付金につきましては353万円、121.3%の増に、また5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては856万円、1,101.4%の増になっております。

6款の地方消費税交付金につきましてはマイナス222万円、0.9%の減に、7款ゴルフ場利用税交付金につきましてはマイナス36万円、1.7%の減に、8款自動車取得税の交付金につきましてはマイナス228万円、4.8%の減となっております。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては12万円、0.3%の増、10款地方特例交付金につきましては112万円、5.3%の増になってございます。

11款地方交付税につきましてはマイナス1億2,599万円、6.3%の減でございます。構成比につきましては、全体の19.5%になっております。これにつきましては、特別交付税の震災復興分で増額があったものの、普通交付税では基準財政収入額の増加により減となっております。

12款の交通安全対策特別交付金14万円、3.3%の増に、13款分担金及び負担金につきましては1,402万円、16.5%の増に、14款使用料及び手数料につきましては200万円、1.5%の増となっております。

15款の国庫支出金につきましてはマイナス3億2,247万円、25.8%の減となっております。これにつきましては、災害復旧事業費の減少が大きなところでございます。

16款県支出金はにつきましてもマイナス1億759万円、14.8%の減でございます。こちらにつきましても、前年度において民間保育所整備事業費等があったことによるものでございます。

17款の財産収入につきましてもはマイナス1,722万円、39.4%の減でございます。

18款寄附金につきましてもは220万円、275%の増でございます。

19款の繰入金はマイナス1億4,337万円、53.7%の減になっております。これにつきましては、前年度に学校校舎建設基金からの繰り入れ等があったことによるものでございます。

20款の繰越金は1,009万円、2.9%の増に、21款の諸収入はマイナス6,083万円、18.2%の減になっております。

22款の町債はマイナス1億4,660万円、26.6%の減になっております。これにつきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事終了によることが大きな要因になっております。

歳入合計では、差し引きでマイナス8億4,091万、8%の減となったところでございます。

続きまして、5ページ、歳出について説明させていただきます。

こちらにも、差引欄と増減率の欄をごらんください。

1款の議会費につきましてもはマイナス743万円、5.6%の減になっております。これにつきましては、職員異動に伴う人件費の減額となったものでございます。

2款の総務費につきましてもはマイナス7,116万円、5.8%の減でございます。これにつきましては、前年度に基金への積立金があったことによるものでございます。

3款民生費でございます。1億508万円、4.3%の増でございます。これにつきましては、介護保険特別会計への繰り出し、障害福祉費、後期高齢者医療費に係る負担金の増加などによるものでございます。

次に、4款の衛生費でございます。1億2,578万円、12.6%の増でございます。これにつきましては、水道事業会計への繰出金の増、黒川地域行政事務組合への負担金の増額、役場庁舎太陽光発電設備工事などによるものでございます。

5款農林水産業費につきましてもは8,795万円、50.2%の増でございます。これにつきましては、農業振興費に対する補助金が多いものでございます。

6款の商工費でございます。マイナス1億3,083万円、19.2%の減でございます。これにつきましては、企業立地奨励金の減少によるものでございます。

7款土木費でございます。マイナス9,643万円、10.7%の減でございます。これに

つきまして、道路改良工事の減少、前年度に行いました公共駐車場待合所新築工事、公共駐車場整備工事が完成したことによるものでございます。

8款消防費でございます。マイナス3,328万円、7.3%の減でございます。これにつきましては、前年度に行いました消防自動車新築工事完成による減額が大きいものでございます。

9款の教育費につきましてはマイナス2億4,484万円、17.6%の減でございます。これにつきましては、前年度宮床中学校屋内運動場の建設が終了したことにより減額になったものでございます。

次に、10款の災害復旧費につきましてはマイナス4億4,370万円、87.1%の減になってございます。これにつきましては、農林水産施設、公共土木施設の災害復旧事業の完了によるものでございます。

11款の公債費につきましてはマイナス590万円、0.7%の減となっております。

歳出合計としましては、前年度との比較においてマイナス7億1,479万円、7.3%の減となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきまして説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳入について、節ごとの記載がなされております。ここからの金額の説明につきましても万単位とさせていただきます。

1行目につきまして、第1款町税に対する記載でございます。町税の調定額は中ごろに記載されております43億9,976万円、収入済額につきましては42億2,591万円に、不納欠損額につきましては2,571万円になってございます。不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づいて、件数で1,296件、人数では263人分の不納欠損分の処分の手続を行ったことによるものでございます。町税の収入未済額は1億4,813万円になってございます。

次に、1款町税の中の1項町民税についてでございます。収入済額が14億76万円で、前年と比較いたしまして160万円、0.11%の減になってございます。

内訳としましては、1目の個人町民税では収入済額が10億6,827万円となり、前年より1億349万円の増となっております。また、2目の法人町民税につきましては収入済額が3億3,249万円、前年度比較で1億509万円の減となったところでございます。

次に、2項の固定資産税につきましては収入済額が22億4,281万円、前年度比較325万円、0.14%の増となっております。

3項軽自動車税につきましては収入済額が5,643万円で、前年より353万円、6.69%の増になってございます。

10ページをお願いいたします。

4項のたばこ税でございます。収入済額は3億2,070万円となり、前年度比較で3,391万円、11.82%の増でございます。

5項の入湯税につきましては収入済額32万円で、前年度に比べ1万円の増に、また6項の都市計画税につきましては収入済額2億480万円で、前年度比較しますと1,268万円、6.6%の増となっているところでございます。

次の2款の地方譲与税につきましては調定額1億1,741万円で、1項自動車重量譲与税、2項地方揮発油譲与税の収入額についても同額の金額でございます。

11ページになります。

3款利子割交付金、4款配当割交付金から5款の株式等譲渡所得割交付金につきましても調定どおりの収入済額になっております。

続いて12ページになりますが、6款の地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款の自動車取得税交付金につきましても調定どおりの収入済額になっております。

続いて13ページになりまして、9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款の地方特例交付金、11款の地方交付税、続いて14ページになりますが、12款の交通安全対策特別交付金までの各款につきましても調定どおりの収入済額となっております。

続いて、13款分担金及び負担金についてでございます。

1項の分担金につきましても調定どおりの収入済額となっております。

15ページになります。

負担金の1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金でございます。これにつきましては、もみじヶ丘保育所及び菜の花保育園、大和すぎのこ保育園の入所・入園に係る保育料でございます。9,729万円の収入済額で、351万円が収入未済額となっております。

続いて、14款使用料及び手数料の1項使用料につきましては、1目総務使用料から、16ページに掲載しております6目教育使用料までございますが、それぞれの施設などの使用に対しての収入がなされたものでございます。

これらのうちの5目土木使用料の3節住宅使用料でございますが、町営住宅入居者に対する家賃収入として3,737万円の収入済額でございますが、394万円が収入未済額となっております。

次に、2項手数料の1目1節総務手数料ですが、これにつきましては戸籍手数料、住民票手数料や税務手数料などで1,280万円の収入になってございます。

17ページをお願いします。

3目1節の清掃手数料でございます。これにつきましては、廃棄物処理手数料などで3,428万円の収入済額でございます。1,300円の不納欠損をしております。

続きまして、15款の国庫支出金でございます。

1項1目の民生費国庫負担金についてでございます。6億4,392万円の収入済額で、1節保険基盤安定負担金から4節児童福祉費負担金までにつきましては、国保会計基盤安定、障害者自立支援給付費、それから児童手当、保育所運営などに対する負担金の収入になっているところでございます。

次に、2目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては1,709万円の収入済額でございます。これにつきましては道路橋りょう災害復旧事業などへの負担金収入でございます。橋梁復旧工事、樵橋ほか1件について事故繰越費1,442万円計上しております。

18ページをお願いいたします。

次に、2項国庫補助金1目1節の障害者福祉費補助金につきましては、収入済額311万でございます。これにつきましては、障害者の地域生活支援事業などに対する補助金収入でございます。

3節の臨時福祉給付金給付費事務費補助金でございます。18万円の収入済額でございます。繰越明許費として603万円計上してございます。

4節の子育て世帯臨時給付特例給付金給付事務費補助金ですが、5万円の収入済額です。繰越明許費として213万円がございまして、繰り越し分につきましては、3節、4節とも給付金事業に伴う業務委託でございます。

次に、2目1節保健衛生費補助金につきましては、255万円の収入済額となっております。がん検診推進事業、クーポン事業に対する収入金補助金でございます。

次に、3目1節の災害対策費補助金につきましては、28万円の収入済額でございます。これにつきましては、木造戸建て住宅耐震診断派遣についての補助金でございます。

次に、4目教育費国庫補助金1節の教育総務費補助金につきましては1,224万円の収入済額で、私立幼稚園への就園奨励に対する補助金の収入でございます。

2節小学校費補助金21万円、3節中学校費補助金26万円の収入済額です。

19ページになります。

次に、2項5目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。1億7,965万円の収入済額でございます。これにつきましては、高田線舗装工事及び学校教育用コンピュータ等整備事業、子供医療費助成事業などによるものでございます。繰越明許費として2,600万円、26年度に繰り越しをしております。これにつきましては、町道柿ノ木線道路改良舗装工事分になります。

6目1節橋りょう費補助金でございます。収入済額2,032万円でございます。これにつきましては、町道吉田落合線改良工事、橋りょう点検事業費の補助金でございます。

7目1節農業費補助金でございます。収入済額5,397万円でございます。これにつきましては、東日本大震災農業生産対策事業についての補助金でございます。

8目1節地域の元気臨時交付金でございます。収入済額654万円でございます。これにつきましては、地域活性化事業の補助金でございます。

次に、3項委託金の1目総務費委託金432万円の収入済額でございます。これにつきましては、自衛官募集事務費、外国人登録事務費にかかわるもの、また20ページ、2目の民生費委託金につきましては590万円の収入済額です。国民年金事務費や特別児童扶養手当などの委託金収入でございます。

次に、16款県支出金でございます。1項1目1節保険基盤安定負担金でございます。9,957万円の収入済額となっており、これは国庫負担金と同様に県負担金の収入でございます。

2節の障害者援護費負担金でございます。9,715万円の収入済額となっております。

3節の児童手当負担金につきましては7,688万円の収入済額に、4節児童福祉費負担金については2,965万円の収入済額となります。

2項1目1節社会福祉費補助金160万円の収入でございます。老人クラブ活動費補助金などがございます。

2節障害福祉費補助金につきましては122万円、収入済額となっております。地域生活支援事業費補助金でございます。

21ページになります。

2項の1目3節の児童福祉費補助金につきましては6,437万円の収入済額となっております。乳幼児、心身障害者、母子・父子家庭への医療費に対する補助金収入、保育所対策等促進事業などがございます。子ども・子育て支援新制度にかかわるシステム導入事業、民間保育所施設整備事業について1億4,066万円、繰越明許費として26年度に繰り越しをしております。

次に、2目1節の保健衛生費の補助金でございますが、277万円の収入済額でございます。健康増進事業や風疹ワクチン接種費、緊急助成事業、自殺対策緊急強化事業費に対する補助金収入でございます。

2節環境衛生補助金につきましては、4,809万円の収入済額でございます。役場庁舎に設置しました再生可能エネルギー導入事業に対する補助金の収入でございます。

3目1節農業費補助金につきましては、3,912万円の収入済額で、中山間地域等直接支払交付金や東日本大震災農業生産対策交付金などに対する補助金収入でございます。

2節林業費補助金49万円につきましては、森林病虫害等防除事業に対する補助金収入でございます。

4目1節災害対策費補助金31万円の収入済額でございます。木造住宅耐震改修工事助成事業等に対する補助金でございます。

5目1節市町村振興総合補助金につきましては、572万円の収入済額で、みやぎの水田農業改革支援事業、低年齢児保育施設助成事業などに対する補助金の収入でございます。

22ページになります。

6目1節の緊急雇用創出事業の補助金につきましては、4,992万円の収入済額となっております。これにつきましては、震災対応等の臨時職員採用や、小中学校の学習支援サポーター配置事業、児童学習支援員配置事業などに対する補助金収入になってございます。

7目1節みやぎ環境交付金につきましては、402万円の収入済額となっております。これにつきましては、防犯灯省エネ改修事業にかかわる補助金の収入でございます。

8目1節の農地等災害復旧事業補助金につきましては、1,936万円の収入済額となっております。繰越事業に対する補助金収入でございます。

2節被災者児童生徒就学支援事業補助金につきましては、333万円の収入になってございます。

9目1節市町村消費者行政活性化事業補助金につきましては、136万円でございます。

3項委託金1目1節の総務管理費委託金288万円の収入済額でございます。県からの移譲事務交付金等でございます。

2節の徴税費委託金についてでございます。3,840万円の収入済額です。県民税徴収取扱費としての収入でございます。

23ページになります。

3節戸籍住民基本台帳委託金につきましては、2万円の収入済額でございます。

4 節統計調査費委託金につきましては124万円の収入済額でございます。

5 節選挙費委託金につきましては2,026万の収入済額でございます。25年7月21日、参議院議員選挙執行費、25年10月27日、県知事選挙執行費にかかわる委託金の収入でございます。

2 目 1 節河川費委託金14万円につきましては、樋管操作管理に対する委託金でございます。

2 節土木管理費委託金3万円につきましては、建築物実態調査の事務費でございます。

3 目 1 節の学校教育費委託金につきましては、450万円の収入済額でございます。学び支援コーディネーター等配置事業に対する委託収入でございます。

2 節文化財保護費委託金2万円の収入済額でございます。

3 節の社会教育費委託金につきましては483万円の収入済額。放課後子ども教室推進事業及び共同教育プラットフォーム事業に対する収入でございます。

次に、17款財産収入の1 項 1 目土地建物貸付収入につきましては、302万円の収入済額となっております。これにつきましては、町有財産の貸付収入などがございます。

2 目 1 節利子及び配当金につきましては79万円の収入済額でございます。基金積立金の利子でございます。

次、24ページです。

2 項 1 目 1 節の土地売払収入につきましては、2,262万円の収入済額となっております。これにつきましては、鶴巣山田字櫓下21、山林の分が1件、小野字明通40番地7ほかの分が1件、吉岡字石神沢35番地20、雑種地の分が1件、宮床字下小路46番地1の分が1件、鶴巣大平字川向145番地ほか1件に対する5件分の収入でございます。

2 節の物品売払収入につきましては5万円の収入済額となっております。これにつきましては、議会史、自動車等の売払収入でございます。

18款寄附金1 目 1 節総務管理費寄附金110万円、2 目 1 節社会福祉費寄附金30万円、25ページをお願いいたします。3 目 1 節教育総務費寄附金120万円、4 目 1 節ふるさと寄附金40万円の収入済額でございます。

19款繰入金、27ページまでの掲載になっております。1 項特別会計繰入金は、他会計からの繰り入れ1,512万円。

26ページになります。

2 項基金繰入金までにつきましては、それぞれの基金から繰り入れをして1億847

万円、調定どおりの収入済額になってございます。

20款の繰越金につきましても、前年度からの繰越金として3億6,322万円、調定どおりの収入となってございます。

21款諸収入3項1目1節民生費貸付金元利収入についてでございます。これは災害復旧援護資金貸付償還金でございます。204万円の収入済額になっております。収入未済額が33万円でございます。

28ページになります。

2目1節商工費貸付金元利収入につきましては、預託金の元利金4,780万円の収入済額でございます。

3目1節土木費貸付金元利収入306万円の収入済額でございます。大和流通株式会社への貸し付けしていた分の償還金でございます。

4項1目1節洞堀川除草業務受託事業収入86万円につきましては、県よりの受託収入でございます。

2目1節の自転車競技場管理受託事業826万円の収入済額でございます。宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入でございます。

5項1目2節の給食費納付金でございます。これにつきましては、学校給食に対する納付金として1億998万円の収入済額となっております。不納欠損額は3万円、収入済額が150万円でございます。

29ページになります。

2目1節の場外車券売場交付金でございます。これにつきましては913万円の収入済額となっております。

3目1節の雑入でございます。収入済額8,808万円となっております。収入の主なものとしましては、宮城県環境事業公社より小鶴沢処理場関連受託収入として5,360万円、宮城県市町村振興協会からオータムジャンボ宝くじの交付金として542万円、それから東日本電信電話株式会社に対する光ファイバケーブル貸付料として447万円、後期高齢者医療給付金の精算金として473万円、派遣職員経費として694万円などになってございます。収入未済額につきましては18万円計上しておりますが、歯科クリニックからの診療報酬の返還金でございます。

次に、22款の町債でございます。1項1目1節の都市計画債から5目1節の保健衛生債までは、4億450万円につきましては調定どおりの収入済額となっているところでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

では、続きまして、歳出のほうでございます。30ページのほうをお願いいたします。

1 款の議会費からのご説明でございます。

1 款 1 項 1 目議会費につきましては、議会定例会、臨時会、各常任委員会活動に要します議員皆様18名及び職員 3 名分の人件費及び議会運営等に要した費用になります。

説明資料のほかの主要な施策の成果に関する説明書のほうもあわせてごらんをいただきたいと思います。ページ数は、24ページから28ページになります。

では、1 節報酬及び9 節旅費につきましては、議員18名分の報酬及び費用弁償並びに各常任委員会の視察研修旅費であります。

2 節給料は職員 3 名分の給料、3 節につきましては職員の各種の手当及び議員の期末手当等、4 節は共済費等の人件費に係るものであります。

以下、各款・科目の2 節から4 節につきましては人件費関係でございますので、以下の説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

8 節報償費につきましては、議会広報に掲載した小中学生からの記事に対する謝礼として図書カードの購入に充てるもの、11 節需用費につきましては、議会だよりを年 4 回発行した際の印刷製本費等に係る経費、13 節委託料につきましては会議録の作成委託料などであります。

14 節使用料及び賃借料につきましては、高速道路料金等に要した費用であります。

19 節の負担金補助及び交付金につきましては、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会等への負担金になるものであります。

続きまして、2 款 1 項 1 目の一般管理費のほうでございます。一般管理費につきましては、一般管理のほか職員の研修事業、公用車管理及び行政区長並びに黒川行政事務組合負担金等に要した費用であります。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、29ページから31ページになりますのでお願いいたします。決算書のほうは31ページでございます。

1 節報酬につきましては、区長61名、産業医 1 名に係る報酬、8 節は顧問弁護士への報償金のほか、退任区長への記念品等に要した費用になります。

9節は職員の研修旅費のほか、区長への費用弁償、町長の企業誘致活動に要した旅費であります。

11節は、事務用コピー代、消耗品、新聞・図書等の購入代及び公用車の燃料代等に要した費用になります。

12節につきましては、公用車の保険料、職員ボランティア保険、職員採用試験等に要した費用であります。

13節は、県公平委員会への事務委託のほか、職員の健康診断業務委託並びに区長配布等の業務委託料であります。

14節は、現行日本法規のCD-ROM使用料及び有料道路等の通行料であります。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費分や宮黒町村会への負担金のほか、区長会への事業活動に対します補助金等であります。

23節は、宮城県移譲事務交付金等の前年度、平成24年度分の実績によります償還金となるものであります。

次に、2目の文書広報費であります。文書管理、広報広聴等に要した費用であります。

説明書のほうにつきましては31ページから32ページになります。

1節につきましては、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会の委員報酬ですが、審査会の開催はなかったものであります。

8節につきましては、広報モニターへの謝礼としまして図書カードの購入、11節につきましては、広報たいわの発行に要する費用として月平均1万179部の印刷に要した印刷製本費のほか、例規集の追録等であります。

次のページになります。

12節につきましては、郵便の後納料金、電話料金、インターネット等の通信料、14節は、印刷機、ファクス、例規システムの機械借上等であります。

19節は、社団法人日本広報協会への会費負担金のほか、みやぎふるさとCM大賞制作チームの応募がなかったことから、作品につきましては職員が制作し出展したものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、32ページの3目財政管理費になります。主な施策の成果に関する説明書につきましては33ページに記載しておりますので、そちらもあわせてごらんになっていただければと思います。そのほかに財政課としまして別冊で平成25年度決算に関する説明の内訳としまして委託料、補助金等に対する各課対象課について記載しているものでありますので、後ほどごらんいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、32ページでございます。

8節報償費は入札監視委員会委員の報償費、11節需用費につきましてはコピー代、予算に関する説明書、主な施策の成果に関する説明書の印刷代、参考図書等の購入費でございます。

19節負担金につきましては、地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。

25節積立金につきましては、まちづくり基金へ123万9,000円の積立金、ふるさと応援基金につきましては40万円、ほかには利子分につきまして4基金への積み立てとなっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長 （佐藤三和子君）

続きまして、4目会計管理費でございます。これにつきましては、会計事務に要した経費でございます。

11節の需用費につきましては、決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷代、それから参考図書の追録代、コピー代などがございます。

12節の役務費につきましては、口座振り込みの回線利用料、電話料及び金融機関における公金口座取扱手数料などがございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、32ページの下段になります。5目財産管理費でございます。成果に関する

る説明書につきましては、33ページから34ページになってございます。よろしくお願
いいたします。

この財産管理費は、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巢
防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものがございます。3施
設の利用状況につきましては成果に関する説明書の34ページをご参照いただければと
思っております。それ以外に、公用車、普通財産、庁舎の管理費がこちらのほうに、
財産管理費に含まれております。

7節賃金につきましては、施設の事務補助、清掃員、巡視員の賃金でございます。

11節需用費は、各施設の光熱水費、燃料費、修繕料、公用車の車検、整備代等の消
耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、通信費、施設の火災保険料、公用車の損害保険料でご
ざいます。

13節委託料につきましては、庁舎の清掃費、宿日直の委託費、マイクロバス運転業
務、各普通財産の管理委託、吉岡コミセンの窓口業務、消防施設保安保守点検が主な
内容でございます。

14節使用料につきましては、旧NTT施設の借り上げ分やテレビの聴視料あるいは
公用車の借上料等になっております。

15節工事請負費につきましては、繰越事業として実施しました旧宮床ダム残土捨て
場の災害復旧工事事業でございます。

18節備品購入につきましては、吉田コミセンの清掃用備品購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会と黒川地区安
全運転管理者会負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、役場庁舎及びリサーチの代替地として
取得いたしました財源に対します元金2,080万円、利子142万6,000円分の償還でご
ざいます。

27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。以上でございま
す。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、6目企画費でございます。主要な施策の成果に関する説明書34ページから37ページもあわせてごらん願います。

企画費は、広域行政の推進、もみじヶ丘・杜の丘地区の公共施設整備、地域情報通信基盤整備事業、防衛施設周辺整備対策、米軍実弾射撃移転訓練に伴う安全対策、基金への積み立て、地域活性化事業、町民バス運行事業に関する費用でございます。

3節職員手当等につきましては、米軍実弾射撃移転訓練等の際の時間外勤務手当でございます。

8節報償費につきましては、（仮称）南部コミュニティセンター整備検討委員会及び地域公共交通検討委員会委員に対する報償費に要した費用でございます。

9節旅費につきましては、職員の旅費でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、事務用品のほか、町民バスのタイヤ購入、町民バスの車検整備費用等でございます。

12節役務費につきましては、テレビ難視聴区域での共同受信施設設置に伴います建物共済分担金、町民バスの車検検査申請手数料、自賠責保険料、大和町南部コミュニティセンター整備のためのアンケート等の郵便料金でございます。

13節委託料につきましては、町民バスの運行业務委託料、宮床・吉田地区への光ファイバ網を町で設置しておりますが、NTT東日本への保守業務委託料、大和町南部コミュニティセンター整備基本計画策定業務委託料、都市再生整備計画策定業務委託料、定住促進団地制度設計に関する業務委託料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバ網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料等でございます。

15節工事請負費につきましては、杜の丘公益施設用地内への杜の丘保育所の建設に先立って整備いたしました道路改良工事の前払いに要した費用などがございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、財団法人東北活性化研究センターほか12協議会への負担金及びふるさと産品開発協議会ほか2団体への活動費補助金でございます。

25節積立金につきましては、あんしん子育て医療費助成事業、教育用コンピュータ等整備事業の基金積立金でございます。

27節公課費につきましては、町民バス4台分の重量税でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

34ページでございます。

7目の電子計算費になります。電子計算費につきましては、電算機器等の管理運営に要した費用であります。

説明資料のほうは37ページであります。

11節需用費につきましては、電算関係の消耗品のほか、コンピュータウイルス対策ソフトの更新等であります。

12節役務費につきましては、インターネットの接続料、サーバー使用料、データ光通信回線網の通信料等の通信運搬費に係るものであります。

13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合行政情報システム保守委託及び各種電算システム運用に伴う支援保守業務委託料などあります。

14節につきましては、住民基本台帳税システムの大和町総合行政システムの財務会計、人事給与、施設管理など、情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の借り上げ及び職員用端末200台をウィンドウズXPからウィンドウズ7に更新をした費用になります。

18節につきましては、公共料金明細事務事前サービス公振くん用パソコンの購入を充てたものであります。

19節につきましては、県高度情報化推進協議会負担金及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金であります。

議 長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、8目出張所費を説明いたします。出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費でございます。

11節につきましては、プリンターのトナー代などございます。

12節につきましては、窓口証明のためのファクス回線使用料でございます。

13節につきましては、レジスターの保守点検料でございます。

14節につきましては、テレビの受信料でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 1 時 5 7 分 休 憩

午後 2 時 0 8 分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

決算書34ページであります。

9目交通対策費につきましては、交通安全に係る各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した費用であります。

あわせて、説明書のほうは38ページであります。

1節報酬につきましては交通安全指導隊員26名に対する報酬、9節旅費につきましては交通安全指導隊員出動、延べ747人分の費用弁償になります。

11節需用費は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導隊員用の装備用備品、新入生黄色い帽子等の購入に要した費用であります。

12節は、交通安全指導隊員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等であります。

19節は、黒川郡交通安全推進協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金になります。

35ページの10目無線放送施設管理費につきましては、町内各所に設置しております固定系防災無線放送機器の管理運営に要した費用であります。

説明書につきましては38ページになります。

11節需用費につきましては、防災無線子局の電気料及び個別受信機の修理代等であります。

12節につきましては、黒川消防本部との専用回線使用料に当たります。

13節委託料は、防災無線子局33局に係るバッテリー交換業務の委託のほか、J－A L E R T、全国瞬時警報システムの自動起動装置用のソフトの切りかえ及び防災無線放送機器の年間保守点検業務委託料であります。

15節工事請負費につきましては防災無線子局の移設工事に要した費用、19節は電波利用料になります。

11目女性行政推進事業費は、男女共同参画社会の形成に向けて意識の高揚を図るための啓発活動等に要した費用であります。

説明書資料は39ページになります。

1節報酬は、男女共同参画推進審議会を開催したことによります委員報酬、9節は費用弁償、11節需用費は事務用品及び啓発用のパンフレットの印刷等であります。

12目消費者行政推進事業費は、賢い消費者となるための講座の開設や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し消費生活に係る相談の迅速かつ適切なる処理を図るために要した費用になります。

7節賃金は、消費生活相談に係る相談員1名分の賃金であります。

11節需用費は消費生活啓発用品の購入及び啓発用リーフレットの作成に要した費用、14節使用料及び賃借料は消費生活講座研修会の際のバスの借上料であります。

次ページ、36ページであります。

19節の負担金等につきましては、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金になるものであります。

続きまして、13目諸費につきましては総務課分について先に説明申し上げます。

総務課分に係る分につきましては、表彰式に要した経費、防犯対策に要した費用及び人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動に要した経費であります。

1節は表彰審査委員会を開催したことによります委員報酬、8節は町政功労者への記念品代及び人権作文ポスター等コンクールの参加賞等でございます。

9節は審査員の費用弁償、11節は表彰式に要する消耗品及び式次第の印刷代並びに人権啓発用の購入等に要した費用であります。

12節につきましては、表彰式への案内のはがき及び全国町村会総合賠償補償保険料等であります。

13節は表彰式の会場設営等の業務委託料、19節は山岳遭難防止対策協議会大和支部のほか6団体への負担金及び大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金となるものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、同じく13目の諸費のうち、財産課担当分について説明をさせていただきます。

14節使用料及び賃借料は、土地の借上料でございまして、宮床地区の駐車場用地の借上料となっております。

19節負担金補助及び交付金のうち1,063万1,000円は財産区振興費になっておりまして、宮床・吉田・落合の各財産区から地域団体への助成として一般会計繰り入れを受けたことに関しまして、この諸費から支出しているものでございます。宮床は16団体、吉田は2団体、落合は6団体となっております。財産区の成果に関する報告書のところに対象団体について記載しております。成果に関する説明書の144ページ、145ページ、146ページに記載してございますので、そちらをごらんになっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、同じく13目諸費でございます。町民生活課担当分の自衛官募集事務費でございます。

最初に9節につきましては、自衛隊普及会連絡協議会の研修会時の職員旅費でございます。1万3,000円になってございます。

11節につきましてはコピー代でございます。1万4,061円になってございます。

それから、12節につきましては郵便料金でございます。8,000円ということでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、最後になりますけれども、都市建設課分の事業につきましてご説明を申し上げます。

都市建設課分につきましては、11節と15節になります。説明書、あわせて39ページのちょうど中段付近をごらんになっていただきたいと思います。

まず、11節につきましては、防犯灯の光熱水費、それから修繕料につきましては、防犯灯の2,289灯分の電気料と、それから球切れ等により故障になりました防犯灯の修繕料でございます。

それから、15節の工事請負費につきましては、省エネ改修工事をということでLEDに切りかえたものでございまして、数量につきましては349灯。この事業につきましては、みやぎ環境交付金事業で整備いたしましたものでございます。まだ新設工事といまして、LEDタイプの防犯灯を73灯新設したものに要したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長高崎一郎君。

税務課長 （高崎一郎君）

それでは、2款2項徴税费についてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、41ページから46ページに記載をしております。

また、平成25年度町税の税目別課税状況につきましては、同じく主要な施策の成果に関する説明書の18ページから23ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願い申し上げます。

それでは、決算書36ページ中段にお戻りをお願いいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要する費用でございまして、電算システムの維持管理費用等に係る支出でございます。

主な内容でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び費用弁償であります。25年度中に審査の申し出はございませんでした。委員の研修会が福島県で開催されましたので、その参加に要した報酬と旅費でございます。

11節需用費につきましては、参考図書代、追録代、コピー料金、プリンターのトナー代等の事務消耗品代であります。

13節委託料につきましては、各種町税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システム等の年間保守業務委託に係る支出でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金、負担金につきましては宮城県軽自動車等運営協会ほか2団体へ支出したものでございます。

次に、2目賦課徴収費であります。町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地家屋の異動処理や評価事務及び徴収事務に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、収納の事務嘱託員に係る賃金1名、確定申告時におきます関係事務の補助員4名に係る支出であります。

8節報償費は、納税貯蓄組合74組合に対する完納報償金であります。

9節旅費につきましては、納税貯蓄組合研修会に係る支出でございます。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷代及び徴収事務に係る督促状、催告書等の印刷代が主なものでございます。

12節役務費は、申告書、納税通知書等の郵送料のほか、口座振替手数料等の支出でございます。

13節委託料につきましては、法人町民税システムの保守業務、課税状況に係る電算処理業務、国税連携システムの保守業務、固定資産税の土地評価標準修正業務、家屋評価システムの保守業務、航空画像の撮影並びに写真図の現況図異動の修正業務、不動産鑑定委託、滞納管理システムの保守業務等に要した支出でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、公的年金からの個人住民税の特別徴収に係る電子化のシステム及び滞納管理システムの借上料、地方税電子申告支援サービスの利用料等に要した経費でございます。

18節備品購入費につきましては、確定申告時の高額読み取り装置の追加装置の購入を行ったものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、社団法人地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税、個人町民税、固定資産税の税額の修正や更正に係る過年度の還付金及び加算金を支出したものでございます。

なお、27節公課費につきましては、当初継続車検を受検するものとして予算措置をしておりました重量税でございますが、車両を財政課において更新し廃棄されました

ので不用額として処理したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

38ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。町民生活課の窓口事務、住民基本台帳、戸籍事務、それから印鑑証明のシステム等に要した経費でございます。

成果に関する説明書の46ページから48ページのほうもごらんください。

11節につきましては、各種申請書・証明書の印刷代でございます。

12節につきましては、電話料金、郵送料金でございます。

13節につきましては、戸籍システムの保守点検委託料、戸籍副本データ管理システムの構築、保守委託料でございます。

14節につきましては、戸籍システムの借上料でございます。

19節につきましては、宮城県戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

次に、4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の開催、選挙啓発並びに各種選挙に要した費用となります。

説明書のほうは49ページであります。

1目選挙管理委員会費につきましては、1節及び9節は委員4名分の報酬及び費用弁償、11節需用費につきましては参考図書、事務用消耗品代等であります。

2目選挙啓発費は、8節、選挙啓発用のポスターコンクールの記念品代等、9節は明るい選挙啓発大会参加に伴う費用弁償、14節は駐車料金等であります。

39ページ、3目の参議院議員選挙執行費につきましては、平成25年7月21日執行の選挙事務に要した費用でありまして、当日の選挙の投票率は48.11%でありました。

1節は選挙管理委員投開票立会人等の報酬、3節は投開票事務従事者等の時間外手

当、7節は臨時事務補助員によります賃金及び選挙広報配布賃金であります。

8節はポスター掲示板を私有地へ設置した際の敷地の借用謝礼、9節は投開票立会人等への費用弁償、11節は選挙事務に要する消耗品等であります。

12節は郵送料及び期日前投票管理システムの保守点検料等、13節はポスター掲示板の設置及び撤去業務の委託料、14節は会場借上料及び投票箱送致用タクシー借上料等であります。

18節の備品購入費につきましては、投票用紙の読み取り分類機の購入に要した費用であります。

40ページであります。

4目県知事選挙執行費につきましては、平成25年10月27日に執行した選挙に要した経費でありまして、投票率は37.71%でありました。

1節は選挙管理委員会投開票立会人等の報酬、3節は投開票事務従事者の時間外手当、7節は臨時事務補助員賃金及び選挙広報用の配布賃金、8節はポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用謝礼、9節は投開票立会人等への費用弁償、11節は選挙事務に要する消耗品代等であります。

12節は郵送料及び期日前投票管理システムの保守点検料、13節はポスター掲示板の設置及び撤去業務委託、14節は会場借上料及び投票箱送致用のタクシーの借り上げ等であります。

18節の備品購入費につきましては、さきの参議院で購入をしました投票用紙の読み取り分類機に接続する区分分けラックの購入に要したものであります。

5目大和町土地改良区総代補欠選挙執行費であります。欠員が2名生じたことにより平成25年9月12日に執行したのですが、無投票でありました。

1節及び9節は選挙管理委員会等の報酬と費用弁償、11節は投票所入場券の印刷代等であります。

12節は、投票所入場券の郵送代となるものであります。

次に、5項1目統計調査費につきましては、工業統計調査及び住宅土地統計調査等指定統計調査に要した費用であります。

説明書は50ページになります。

1節及び9節は統計調査員の報酬及び費用弁償、3節につきましては統計調査に係る職員の時間外勤務手当、11節は統計調査に要する事務用の消耗品代、12節につきましては郵送料及び電話料、19節は県統計協会への負担金並びに補助金につきましては大和町統計調査員協議会へ助成をしたものであります。

続きまして、6項1目の監査委員費につきましては、監査委員、事務局職員1名の
人件費及び例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査等に要する経費
であります。

1節及び9節は監査委員2名分の報酬及び費用弁償、11節は参考図書、事務用品代、
19節は宮黒地方町村会監査委員協議会への負担金になるものであります。以上でござ
います。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉費総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、大和町
社会福祉協議会等への支援及び民生委員推薦会費並びに国民健康保険事業勘定特別会
計への繰り出し等に要した費用でございます。

民生費につきましては、主要な施策の成果に関する説明書51ページからあわせてご
参照をお願いいたします。

まず、1節報酬でございますが、民生委員児童委員の改選によります民生委員推薦
会委員の報酬でございます。

8節につきましては、民生委員準備委員会委員の謝礼でございます。

9節につきましては、民生委員推薦会の費用弁償でございます。

11節につきましては、消耗品、公用車等に係る燃料費等でございます。

12節につきましては、通信費用、公用車の保険料等でございます。

13節につきましては、セラピー広場高木樹殺虫散布の委託料でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への補助
金でございます。

20節につきましては、火災への一時扶助に要した費用でございます。

25節につきましては、長寿社会対策としての基金積み立てでございます。

27節につきましては、公用車の重量税でございます。

28節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への町の法定分及び人件費等
を繰り出したものでございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、生き生き

サロン、老人クラブへの支援、さらにはシルバー人材センターへの支援、敬老会事業及び高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

8節につきましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼等でございます。

11節につきましては、敬老会時の食糧費、印刷代等でございます。

12節につきましては、介護給付費審査支払手数料ですが、支出がなかったところでございます。

13節につきましては、シルバー人材センターへの高齢者就業機会創出事業といたしまして、就業先開拓や広報活動に要した費用、さらには延べ32人分の寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び軽度生活援助事業の高齢者の生活支援事業に要した委託料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの負担金、さらには低所得者利用者負担対策事業といたしまして、特別養護老人ホーム入所者への利用軽減措置といたしましての負担金、補助金といたしましては町内51地区で実施のとなりぐみ活き生きサロンへの補助金でございます。さらには、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ並びに老人クラブ連合会への助成金でございます。

20節につきましては、80歳以上の方々への敬老祝金及び5名の100歳の方に対する特別敬老祝金、さらには介護用品購入費助成費用、また偕楽園入所者5名分の保護措置費用でございます。

23節につきましては、平成24年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金の県への返還金でございます。

28節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町の法定負担分と人件費を繰り出したものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目国民年金費になります。

成果に関する説明書53、54ページをごらんください。

11節につきましては、封筒、それからコピー代などの事務用品でございます。

12節につきましては、電話料金、郵便料金でございます。

13節につきましては、年金事務用のパソコンの保守、それから設定の委託料でございます。

18節につきましては、年金事務用のパソコン、それからプリンターの購入費でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、44ページ、4目障害者福祉費でございます。主要な施策に関する説明書につきましては54ページになります。

4目障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児・者への給付及び生活支援などに要した費用でございます。

7節につきましては、障害程度区分認定調査員等の看護師等の賃金でございます。

8節につきましては、身体障害者、知的障害者の相談員への謝礼、さらには心の健康相談カウンセラー等への謝礼でございます。

11節は事務用品等でございます。

12節につきましては、主治医の意見書作成手数料、さらには国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料でございます。

13節につきましては、相談支援事業、訪問入浴、日中一時支援事業及び地域活動支援センターへの業務並びに障害福祉サービスシステム改修業務委託料でございます。

14節につきましては、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては、身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営補助並びに大崎市の大崎広域ほなみ園への知的障害児通園施設利用負担金でございます。

20節につきましては、障害児・者への日常生活の用具、更生医療、補装具等に要しました費用でございます。さらには、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所、また通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。

23節につきましては、平成24年度障害者扶助費の国県補助金につきましては、平成24年度分の額が確定したことに伴いまして精算により償還したものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだ

まりの丘の維持管理等に要した費用でございます。

11節につきましては、センター維持管理に要しました燃料費、光熱水費、小破修繕等費でございます。

12節につきましては、電話料、火災保険料、浴槽の水質検査料でございます。

13節につきましては、総合窓口案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

14節につきましては、テレビの受信料でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

6目でございます。後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、後期高齢者広域連合への町負担金でございます。

23節につきましては、国庫負担金の返還金でございます。

28節につきましては、後期高齢特別会計への繰出金でございます。以上になります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、7目臨時福祉給付金事業費についてでございます。所得の低い方々の負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置としましての給付金給付の準備に要した費用でございます。

11節につきましては、周知用印刷代でございます。

13節につきましては、26年度に繰り越しをいたしているところでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

それでは、3款2項1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療助成、児童遊園等管理、子供虐待防止推進、次世代育成支援対策費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども子育て支援対策事業に要した経費に係るものでございます。

主要な施策に関する説明書は58ページ、59ページでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

7節賃金は、あんしん子育て医療費助成事務、心身医療事務費補助、児童遊園除草等作業員賃金と生活相談員嘱託員に要した経費でございます。

8節報償費は、ことばの教室指導者への御礼並びに次世代育成支援対策地域協議会委員の報償金に要した経費でございます。

11節需用費につきましては、庶務関連に要する追録事務経費、印刷製本費、公園管理関連に要しました水道、電気、小破修理代等に要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、あんしん子育て医療事務、児童手当、心身障害者医療事務に係る郵便料等の通信費、児童遊園の水道開栓手数料、公用車車検時の自賠責保険等でございます。

13節委託料は、乳幼児医療費等の審査及び支払い事務、あんしん子育て医療事務、子ども・子育て支援計画ニーズ調査業務に要した経費でございます。

18節につきましては、26年度に繰り越したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子ども支援サークルサポート事業の2団体に対する補助金でございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費の助成でございます。

27節公課費につきましては、公用車重量税でございます。

続きまして、2目の児童措置費につきましては、児童手当支給事業、ゼロ歳から15歳までの3,943人への児童手当と新生児誕生記念色紙に要した経費でございます。

11節、12節につきましては、事務処理に要した経費でございます。

20節扶助費につきましては、子ども手当、児童手当に要した経費でございます。

3目母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費に要した経費でございませ

て、11節、12節につきましては事務処理に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療助成で対象者は748名、延べ1,908件になっております。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所の管理運営費と私立保育園、菜の花保育園、すぎのこ保育園、両園への運営委託及び一時預かり、延長保育に係る経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は59ページから62ページでございます。

1節報酬は、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医及び歯科医師に対する報酬でございます。

7節賃金は、保育士、用務員、調理員の臨時職員に係るものでございます。

8節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所への入所対象の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要したものでございます。

9節旅費につきましては、保育士の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費及び小破修理、給食の賄い材料費等でございます。

12節役務費につきましては、電話料、エアコン等の清掃点検手数料、あと火災保険料等になっております。

13節委託料につきましては、菜の花・すぎのこ保育園の運営委託、もみじヶ丘保育所管理に係る清掃業務、除草業務、消防設備点検及び警備業務に要したものでございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料につきましては、保育所印刷機のリース料、遠足の際のバスの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘保育所増設工事に要した経費でございます。

19節負担金につきましては、各種協議会、研修会に係る負担金でございます。補助金につきましては、低年齢児保育施設助成事業として、一定の基準を満たす認可外保育施設に対し運営経費の一部を補助するものでございます。さらに、保育対策事業促進事業として、一時預かり及び延長保育に係る運営費の一部を私立保育園に補助したものでございます。

23節償還金利子及び割引料は、24年度私立保育園運営補助金の償還分でございます。

5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営に要した経費と放課後対策としての児童クラブに要した経費でございます。

主要な施策に関する説明書は62ページでございます。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬となります。

次のページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、主なものといたしまして、6児童館の児童厚生員21名分、宮床・もみじヶ丘児童館の用務員2名の賃金に要したものでございます。

8節報償費につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の講師謝金等でございます。

9節旅費につきましては、職員研修の際の旅費と児童館運営協議会委員に対する費用弁償等でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、児童クラブ用消耗品、児童館施設管理に要する燃料、光熱費等、小破修繕に要したものでございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費としての電話料、切手代、保険料につきましては施設利用者に対する傷害保険と施設賠償保険等でございます。

13節委託料につきましては、清掃等業務、消防設備等点検等の業務委託料でございます。

14節につきましては、遠足等児童館行事に係るバス借り上げ、清掃用具のレンタル料でございます。

19節負担金につきましては、宮城県児童館連絡協議会、黒川防火管理協議会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブ4クラブに対するものでございます。

6目子育て世帯臨時特例給付事業費につきましては、26年度の支払い予定の給付金に対します準備作業を行った事務経費でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、3項災害救助費1目復興支援費でございます。主要な施策の成果に関する説明書は62ページになります。

復興支援費につきましては、東日本大震災によります住宅の復旧費の融資利子補給費及び災害援護資金の貸し付けに要した費用でございます。

19節につきましては、町内の金融機関より住宅改修のために借入れを行った方への利子補給補助金でございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合に対する負担金、さらには水道事業への出資繰出金、合併浄化槽特別会計への繰出金に要した費用でございます。

4款衛生費につきましては、主要な施策の成果に関する説明書63ページからあわせてご参照をお願いいたします。

1節につきましては、食育推進会議委員7名分の報酬でございます。

7節につきましては、乳幼児健診、子育て相談訪問指導に係る保健師、看護師、栄養士等に要した賃金でございます。

8節につきましては、保健推進員、～明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21推進委員の報償、健診時の医師への謝礼、また献血の際の記念品に要した費用でございます。

9節は、食育推進会議委員の費用弁償等でございます。

11節につきましては、健康づくり推進事業に要しました消耗品ほか、母子健康手帳作成、子育て情報図書及び各種健康診断時の消耗品、印刷製本費等でございます。

12節につきましては、公用車の損害保険料ほかクリーニング代等でございます。

13節につきましては、休日当番医の委託、さらには妊婦健診、乳幼児健診に要した委託料でございます。

14節につきましては、保健推進員及びふれあい教室等での研修バスの借上げでございます。

18節につきましては、未熟児訪問指導用体重計購入等でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川病院の大和町分の負担金、さらには黒川浄斎場等、黒川地域行政事務組合への負担金ほか各種医療対策委員会等5団体への負担金でございます。また、補助金につきましては、里帰り妊婦健診の補助、さらには保健推進委員会、食生活改善推進委員会への補助金等でございます。

24節につきましては、上水道の広域化対策及び簡易水道事業に対しまして、水道事業への出資金でございます。

28節につきましては、合併浄化槽の建設分、管理分といたしまして、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出し及び水道事業会計に対します高料金対策、さらには簡易水道の補助分としての繰り出しでございます。

続きまして、2目予防費でございます。

50ページをお願いいたします。

予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談に要した費用でございます。

7節につきましては、予防接種、各種検診、健康教育等におきます保健師、看護師、栄養士等の賃金でございます。

8節につきましては、予防接種の医師への謝礼、さらには鶴巣地区健康づくり事業の講師謝礼でございます。

11節につきましては、各種検診の申込書ほか、インフルエンザ、ポリオワクチン等の医薬材料等の購入費用でございます。

12節につきましては、各種検診の受診結果の通信費用でございます。

13節委託料につきましては、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の個別予防接種、さらには健康増進法に基づきます健診及び各種がん検診並びに緊急対策といたしまして実施をいたしました風疹ワクチン予防接種に要した委託料でございます。

14節につきましては、鶴巣地区健康づくり事業での研修バスの借上料でございます。

20節につきましては、風疹ワクチン予防接種の助成に要した費用でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、それからリサイクルに要した経費となっております。

成果に関する説明書、76ページから78ページをお願いいたします。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金でございます。

8節につきましては、環境美化推進員への謝礼金でございます。

9節につきましては、環境衛生組合連合会研修時の職員旅費でございます。

11節につきましては、防疫薬剤のほか、事務消耗品、環境美化推進のチラシ印刷代、防疫用の機械の修繕費などでございます。

12節につきましては、空き地除草の通知用の通信費でございます。

13節につきましては、臨時粗大ごみの運搬処理、不法投棄ごみの処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業の業務、河川水質の検査業務、狂犬病予防注射の業務委託、さらには機密文書処理及び紙リサイクル処理の委託料でございます。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場の借上料でございます。

51ページをお願いいたします。

18節につきましては、防疫用薬剤散布の機械の購入費でございます。

19節につきましては、環境衛生組合連合会への補助金、それから宮城グリーン購入ネットワークの負担金となっております。

27節につきましては、軽トラックの重量税でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、3目環境衛生費のうちまちづくり政策課所管分についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書76ページもあわせてごらん願います。

環境衛生費は、環境計画推進事業費、再生可能エネルギー等導入事業費に関する費用でございます。

1節報酬につきましては、環境審議会委員に対する報酬でございます。

9節旅費につきましては、環境審議会委員に対する費用弁償でございます。

13節委託料につきましては、役場庁舎への太陽光発電設備等導入事業に係ります設計業務の委託料及び工事施工管理業務の委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、役場庁舎への太陽光発電設備等設置工事の工事請負費でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、2項清掃費1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理費に要した経費

でございます。

成果に関する説明書78ページから81ページをごらんください。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

8節につきましては、41団体に対する資源回収の奨励金でございます。

9節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、クリーンステーション用看板、廃棄物処分券、納入通知書等の印刷に要した経費でございます。

12節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料でございます。

13節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務及び宮床山田の埋立場の除草作業の業務委託費でございます。

15節につきましては、杜の丘のクリーンステーション改修工事費でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処理場の運営経費の負担金と、それからクリーンステーションの整備の補助金でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長（石垣敏行君）

続きまして、5款農林水産業費につきましてご説明いたします。

決算書は51ページ下段となります。あわせまして、主要な施策の成果に関する説明書のほうは82ページ以降となりますのでよろしくお願いたします。

1項1目農業委員会費につきましては、決算書52ページをお開きいただきたいと思っております。

農業委員会の所掌事務であります農地等の権利異動、転用の制限及び農地等の権利関係の調整等に関する案件審議のための定例会議12回の開催と農業委員の活動に要した費用及び農地基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策事業に要した経費でございます。

1節報酬につきましては、農業委員16名分の報酬でございます。

7節賃金は農業者年金被保険者受給権者の台帳整備のための臨時職員賃金で、8節の報償費は結婚相談員及び結婚相談アドバイザーへの謝礼でございます。

9節旅費につきましては、定例委員会出席委員の費用弁償のほか、農業委員先進地

視察研修会、各種研修会、農業委員会大会等への出席の旅費でございます。

10節は会長交際費でございます。

11節需用費につきましては、委員業務必携図書や農業新聞、事務用品代の消耗品のほか、農業委員会だより、農地法関係申請用紙、利用権設定申請書等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、郵便料でございます。

13節委託料は農地基本台帳システム保守点検料及びシステム修正業務委託料で、14節賃借料につきましては農業委員視察研修会の際のバス借上料及び高速道路通行料等でございます。

19節負担金補助は、宮城県農業会議、仙台地方農業委員会連合会、郡農業委員会連合会、黒川地域後継者対策推進協議会等5団体への負担金及び大和町認定農業者連絡会、農業者年金加入者協議会への補助金であります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

続きまして、2目農業総務費中の財政課分についてご説明申し上げます。

財政課所管につきましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合のふるさとセンターの施設管理運営に要した経費でございます。

事業の概要につきましては、説明書83ページになっております。

主な支出でございます。

7節賃金につきましては、吉田ふるさとセンター環境整備に要した作業賃金、宮床基幹集落センター等の清掃賃金であります。

11節需用費につきましては、各施設の光熱水費及び修繕料でございます。

12節役務費につきましては、通信費、施設の火災保険料となっております。

13節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務、消防設備あるいは浄化槽の保守点検業務となっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 3 時 0 5 分 休 憩

午後 3 時 1 4 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

続きまして、5 款 1 項 2 目の農業総務費の中で産業振興課分につきましてご説明いたします。決算書の 53 ページをお願いいたします。主な施策の成果に関する説明書につきましては 84 ページでございます。あわせてご参照いただきたいと思います。

産業振興課分につきましては、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主なものでございますが、8 節報償費につきましては J A あさひなの農協まつりにおきます副賞代でございます。

11 節につきましては、ふれあい農園の水道、電気代のほか、公用車の車検代、修理代、燃料代となっております。

12 節につきましては、公用車の自賠責保険料ほか、ふれあい農園管理棟の建物共済費となっております。

13 節につきましては、ふれあい農園の管理委託料及び浄化槽の維持管理清掃委託料でございます。

19 節につきましては、みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金となっております。

27 節公課費につきましては、公用車の車検時の重量税となっております。

続きまして、3 目の農業振興費でございますが、農業の振興、認定農業者の育成と農業経営改善への取り組み支援等に要した経費でございます。並びに、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、たいわ産業まつり、制度資金利子補給、中山間地域の振興及び農地等環境保全対策費等に要した経費でございます。

9 節につきましては、認定農業者など地域リーダーの先進地視察研修に係ります旅費及び随員の職員旅費に要したものでございます。

11 節につきましては、事務用品代、コピー代、公用車の燃料代、消耗品となっております。

ります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業負担金のほか、黒川地域担い手育成支援協議会、宮城県中山間地域活性化推進協議会などへの負担金となっております。補助金といたしましては、農業制度資金利子補給事業として、農業経営基盤強化資金を活用した、認定農業者で償還金分の利子補給金と新規就農者促進対策資金利子補給金のほか、黒川農作物病虫害防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会等への事業費の一部補助や産直リースハウス事業、曲がりネギ産地育成対策事業取り組み者への一部助成、農地等環境保全対策事業や産地確立生産安定化事業等としてJ Aあさひなへの助成をしたものでございます。また、東日本大震災農業生産事業補助金といたしまして、落合下檜和田地区の稲和ファームへ補助したものでございます。中山間地域であります難波集落と金取北集落の一部の耕作放棄地防止、水田の持つ多面的機能維持を目的に交付されます直接支払交付金等でございます。

続きまして、4目の畜産業費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては86ページでございます。あわせてご参照いただきたいと思います。

町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修等支援、町内肉用牛の素牛の保留等に対する支援に要したものが主なものでございます。

11節につきましては消耗品代、19節負担金補助及び交付金につきましては、町畜産振興協議会及び県畜産協会への負担金のほか、繁殖牛・子牛事故共助事業、肉用牛素牛保留促進特別事業への補助金であります。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付肥育事業運営基金に係る利子分の積立金でございます。

続きまして、5目の農地費でございます。決算書の54ページでございます。

主なものといたしましては、排水機場洪水調整事業、土地改良施設機能診断事業、県営土地改良事業によるため池整備に係る基本設計の修正業務、王城原演習場周辺障害防止対策事業等に要した費用でございます。

7節につきましては、農業用施設環境整備対策のため、もみじヶ丘ため池の除草及び支障木の伐採に要したものでございます。

11節につきましては、農道側溝やため池のネットフェンス修繕料のほか、アユ、イワナ、サケ、マスなどの稚魚代となっております。あわせて、舞野大橋の電気代に要したものでございます。

12節につきましては、ため池、水路、取水堰の農業用施設に係ります施設賠償責任保険料でございます。

13節につきましては、大角地区にあります大堤ため池の県営ため池整備事業に伴います基本設計の修正業務に要したものでございます。

14節につきましては、刊行物掲載単価の著作権を使用するために要したものでございます。

16節につきましては、農道維持補修用の砕石代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合、大衡村外1町牛野ダム管理組合、大和町内土地改良事業団体連絡協議会、宮城県土地改良事業団体連合会への負担金のほか、八志田堰用水路改修事業、排水機場洪水調整事業、西川排水機場機能診断事業等への補助が主なものとなっております。

28節につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、6目の水田農業対策費でございますが、主な施策の成果に関する説明書につきましては87ページからでございます。

これにつきましては、農業者戸別所得補償対策に基づきます水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節につきましては、事務補助臨時職員と転作確認調査立ち会いに係る賃金でございます。

決算書55ページになります。

8節につきましては、人・農地プランの検討委員会に係ります費用弁償でございます。

9節につきましては、水田農業先進地視察研修の際の旅費でございます。

11節につきましては、事務用品、コピー代、消耗品代となっております。

12節につきましては、農業者戸別所得補償支援システムの保守に係るものでございます。

13節につきましては、人・農地プランシステム環境整備に要したものでございます。

14節につきましては、水田農業先進地視察研修の際のバスの借上料及び転作現地確認の際の車借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、水田農業構造改革対策支援事業補助金、水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業補助金、大規模水稻直播栽培団地育成事業補助金が主なものとなっております。

続きまして、5款2項林業費の1目林業振興費につきましては、主な施策の成果に

関します説明書につきましては88ページでございますので、よろしく申し上げます。

林業の振興、森林整備、森林病虫害対策等に要した費用でございます。

7節の賃金につきましては、林道鍛冶屋敷線のほか、除草及び支障木の除去に係る作業賃金でございます。

11節につきましては、林道湯名沢線の路面洗掘修繕代でございます。

13節につきましては、森林管理巡視業務、森林病虫害防除事業、蛇石せせらぎの森管理業務のほか、林道大平桑沼線、林道石塚線の除草業務に要したものでございます。

15節工事請負費につきましては、林道滝ノ原蘭山線の横断溝設置工事に要したものでございます。

19節につきましては、宮城県林業振興協会ほかの負担金及び民有林育成対策推進事業や森林保全推進事業への補助金が主なものとなっております。

続きまして、6款商工費についてご説明いたします。決算書56ページをお開き願います。主要な施策の成果に関します説明書につきましては89ページでからでございます。

1項商工費1目の商工総務費につきましては、人件費と管理事務費でございます。

2目の商工振興費でございますが、中小企業振興資金融資、商店街活性化対策事業、商店街担い手育成及び町商工会への支援、助成のほか、企業誘致活動等に要した経費でございます。7節につきましては、仙台北部中核工業団地内にあります中央公園内の支障木の伐採、遊歩道の除草に要したものでございます。

9節につきましては、企業訪問及び企業立地セミナー等への参加したものでございます。

11節につきましては、大和町企業等連絡懇話会の開催、事務用品、消耗品、企業案内看板の修繕に要したものでございます。

13節につきましては、第一仙台北部中核工業団地内ののり面の除草に要したものでございます。

19節につきましては、中小企業振興資金信用保証料のほか仙台北部中核都市建設連絡協議会等への負担金となっております。補助金では、くろかわ商工会に対し経営改善普及事業、地域総合振興事業開催のための補助金と割り増し商品券発行事業に係る割り増し分の補助、大和まるごと市実行委員会が開催します大和まるごと市の事業費補助のほか、中小企業者で中小企業振興資金利用の償還金返済時に係ります利子分の補給、企業立地奨励金10件、用地取得奨励金1件、用地取得助成金4件に要したものでございます。

21節貸付金につきましては、中小企業振興資金貸し付けの預託金でございます。

次に、3目の観光費でございますが、決算書の57ページからでございます。主な施策の成果に関します説明書につきましては92ページからでございます。

これは、船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用いたしました自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの支援、その他、観光施設の管理、維持、修繕に要した経費でございます。

7節につきましては、登山道・遊歩道の除草作業、避難小屋、野営場の管理に要したものでございます。

9節につきましては、全国町村会が主催いたしまして東京で開催されました「町イチ！村イチ！2014」に参加した際の旅費でございます。

11節につきましては、公用車の燃料代、消耗品代、電気料、七ツ森ふれあいの里バンガロー屋根塗装及び階段修繕、四十八滝運動公園のトイレのドア修繕、旗坂野営場の電気代等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、産業振興課管理の町有建物と公用車の災害共済保険代のほか、旗坂野営場の給水施設の水質検査、それに係ります手数料に要したものでございます。

13節につきましては、南川・宮床ダム周辺の公園や仙台北部中核工業団地内の公園管理業務、そのほか四十八滝運動公園、ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園の指定管理料と七ツ森陶芸体験館の指定管理料、旗坂野営場及び四十八滝運動公園の浄化槽維持管理に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、尾花沢市の花笠まつりに参加した際のバスの借り上げに要したものでございます。

19節につきましては、花まつり、宮城県観光連盟会費、みやぎまるごとフェア、仙台・宮城「伊達な旅」キャンペーン等への負担金のほか、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの助成が主なものとなっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、私のほうから7款以降のものについてご説明させていただきます。

決算書57ページ、それから説明資料95ページをあわせてごらんになっていただきたいと思います。57ページ中段付近からご説明申し上げたいと思います。

7・1・1の土木総務費になります。

9節旅費につきましては、用地事務のため職員2名の東京までの旅費に要したものでございます。

11節需用費につきましては、法令の追録代並びに参考図書の購入代、それから、コピー料金などに要したものでございます。

12節役務費につきましては、携帯電話3台分の使用料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成及び修正を行ったものでございます。58ページをごらんになっていただきたいと思います。

14節使用料につきましては、駐車場の使用料と、それから建設物価調査会に著作権の使用料によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県道路協会ほか13の協会へ負担金として支払ったものでございます。

続きまして、7・2・1の道路維持費になります。

まず、7節の賃金につきましては、山間部の町道42路線、延長にいたしまして46.23キロメートルについて、地元15地区に年2回の除草業務を委託したものでございます。そのほか、町道の補修や側溝の清掃等に要したものでございます。

続きまして、11節需用費でございます。これにつきましては、道路の修繕のほか街路灯の電気料、それから公用車両の修繕費等に要したものでございます。そのほか、バスターミナルの電気料と、それから上下水道代が含まれているものでございます。

12節役務費につきましては、車両の保険料に要したものでございます。

続きまして、13節委託料でございます。これにつきましては、除融雪業務、それから除草業務、それから街路樹の剪定業務並びにバスターミナルの警備と清掃に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、町道升沢線ほか2路線の土地の使用に要したものと、それから2トントラックと、それから除雪機械の借り上げに要したのも含まれているものでございます。

15節、これにつきましては、町道の山田線ほか9路線の側溝修繕並びに舗装修繕に要したものでございます。

16節原材料費につきましては、碎石やアスファルト合材並びにグレーチング等の道路維持補修の材料費のほかに融雪剤の購入に要したのも含まれているものでござい

ます。

27節、これにつきましては、所管の車両5台分の重量税をお願いしたものでございます。

続きまして、下段のほうになります。7・2・2の道路新設改良費になります。決算書59ページをごらんになっていただきたいと思います。並びに、説明資料96ページをあわせてごらんになっていただきたいと思います。

2目道路新設改良費につきましては、道路改良舗装工事に要したものでございまして、主に国交省の補助並びに防衛省の補助事業関連でございます。

まず、11節需用費でございますが、これにつきましてはプリント料金、それから図面焼き用のコピー代に要したものでございます。

13節委託料につきましては、橋梁の点検業務、それから町道の桧木上舞野線並びに町道の台ヶ森線の道路詳細設計業務に要したものでございます。そのほかに、道道の舞野蒜袋線の冠水の関係で道路改良検討基本設計に要したのもこの中に含まれているものでございます。

14節は、土木積算システムリース料、それから図面コピー機のリース料でございます。

続きまして、15節の工事請負費でございますが、まず国交省補助事業では、町道の吉田落合線の道路改良工事、それから防衛の補助事業につきましては、町道の柿ノ木線の道路改良舗装工事、もう一つ、町道の高田線の舗装改良工事と、それから天皇寺地区の排水路の整備工事に要したものでございます。単独費につきましては、浄斎場に抜ける道路、町道の下原線の道路改良工事に要したものでございます。

17節公有財産購入費でございますが、これにつきましては、リサーチ西区開発に伴いまして町道の山下大沢線の道路のつけかえ工事によりまして、用地面積485平米を宮城県土地開発公社より購入した費用でございます。

続きまして、3目橋りょう維持費になります。これにつきましては、13節の委託料につきましては、樋場橋の支障木の除去業務を下桧和田地区をお願いしているものと、それからもう一つ、橋梁点検策定業務、橋梁名が天皇寺橋ほか42橋の業務に要したものでございます。

続きまして、4目の交通安全施設整備事業費になります。

15節工事請負費につきましては、交通安全工事といたしまして町道の宮床難波線ほか8路線の区画線と、それからガードレールの設置工事を行ったものでございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラー等の材料を購入したものでございます。

続きまして、3項1目河川費になります。これにつきましては、河川の維持管理に要した経費でございまして、まず7節賃金でございまして、これにつきましては、升沢集団移転したカ所の三峯調整池に係る除草業務等に要したものでございます。

11節需用費につきましては、西川の左岸側の樋管があるんですが、その電気料によるものでございます。

13節委託料につきましては、洞堀川の除草作業を洞堀川河川愛護会に委託したものと並びに西川樋管操作管理につきましては鶴巢の大崎地区に委託したものでございます。それから、準用河川小西川の護岸の詳細設計と準用河川、同じく明ヶ沢川の排水機能基本設計に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護作業に対しまして大和町河川愛護会に補助したものでございまして、実施状況につきましては、説明資料の98ページをご参照いただきたいと思います。98ページ、上段に河川名と、それから愛護いただいた地区名、それから延べ人数ということで、25年度につきましては19地区、延べ人数611人という方々から愛護活動をいただいたというまとめにさせていただいております。

続きまして、60ページをお開きになっていただきたいと思います。

7・4・1の都市計画総務費になります。

1節報酬、それから7節賃金、9節旅費、これにつきましては、都市計画審議会が開催されませんでしたので、その費用弁償等を支払わなかったという内容になっているものでございます。

11節需用費、これにつきましては図書の購入並びに印刷用のロール紙の購入に要したものでございます。

19節負担金につきましては、財団法人の都市計画協会の負担金でございます。

25節積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございまして。

続きまして、2目下水道費につきましては、28節繰出金につきましては下水道事業特別会計へ繰出金でございまして。

続きまして、3目公園費になります。

都市公園27カ所、それから都市緑地3カ所、緑道につきましては25カ所の維持管理に要したものでございまして、まず7節賃金といたしましては、せせらぎ公園の除草・清掃作業の人夫賃でございまして。

続きまして、11節需用費でございまして、これにつきましては南五福院公園ほか5公園の街灯の電気料、それから水道料のほかに遊具やトイレの修繕に要したものでございまして。

ざいます。

12節役務費につきましては、トイレ、それからあずまやの建物の火災共済掛金及び吉岡東公園ほか7公園の開栓手数料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、株式会社大和町地域振興公社へ都市公園指定管理委託料及び随契分といたしましての委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元地区へ委託したものでございます。

続きまして、15節工事請負費になります。これにつきましては、一里塚公園等の公園の遊具撤去並びに設置に要したもののほかに、鶴巢の防災センターの上に鶴巢ふるさと公園の整備を行ったものでございます。

続きまして、19節負担金及び交付金でございますが、これにつきましては、みちのく杜の湖畔公園の事業負担金のほかに、日本緑地協会への負担金でございます。なお、みちのく杜の湖畔公園につきましては、26年度で完了というようなものになっているものでございます。

続きまして、決算書61ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

5項1目の住宅管理費になります。これにつきましては、木造住宅55戸、それから中層のアパート140戸、合計で195戸の維持管理に要したものでございます。

まず、7節賃金につきましては、住宅周りの除草業務に要したものでございます。

続きまして、11節需用費でございますが、これにつきましては各住宅の雨漏りの修繕、それから排水回りの修繕、電気設備修繕等に要したものでございます。

12節につきましては、火災保険料並びに住宅の受水槽の給水の検査料、13節につきましては、住宅の消防設備の保守点検、特殊建築物の調査、それからアパートの受水槽給水検査手数料、樹木の剪定並びに周辺環境整備に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床の下小路住宅の借地料でございます。

15節工事請負費につきましては、道下住宅ほか6棟の解体に要したもの並びに下町住宅のネットフェンスの修繕に要したものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 (遠藤幸則君)

次に、8款消防費につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防団の活

動、消防設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要した費用になります。

説明資料につきましては、100ページ以降になります。お願いをいたします。

1 項 1 目常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金となるものであります。

62ページのほうになります。

2 目非常備消防費につきましては、消防団員554名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入代のほか、第21回全国女性消防操法大会に大和町が宮城県の代表として出場し優勝しました各種経費等に要した費用になります。

1 節及び9 節につきましては、消防団員の報酬及び費用弁償であります。

8 節は団員表彰の際の記念品代、11節は新任団員の活動服、半長靴、夏季演習に係る飲料水等の購入に要した費用並びに全国女性消防操法大会に出場する選手のユニフォームや応援旗等の購入費であります。

14節は、火災出動の際の車借上料及び全国女性消防操法大会並びに消防団120年、自治体消防65周年記念大会に参加する際の車借上料、18節は女性消防操法大会で使用した軽可搬消防ポンプの購入費、19節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金並びに大和町婦人防火クラブ連合会への助成を行ったものであります。

3 目消防施設費につきましては、防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理や整備に要した費用であります。

11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ小屋等の光熱水費並びに防火水槽の修繕及び消防設備の維持管理に要したものであります。

12節は、消防ポンプ車等の保険料。

13節は、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託費、消防団無線呼び出し装置の保守点検委託等に要した費用であります。

15節は小型ポンプ庫2棟の解体及び建築工事に係るもの、18節は小型動力ポンプ付軽積載車1台を購入したものでありまして、第5分団、落合地区に配備したもののほか、消防用救急デジタル受令機購入に係るものであります。

19節は、消火栓413基の維持管理に要した経費分を負担金として支出したものであります。

27節の公課費につきましては、軽積載車4台分の自動車重量税であります。

続いて、4 目の水防費の9 節におきましては、水防活動出動に係ります費用弁償、11節は水防倉庫の備蓄資材の購入費や電気料、12節は災害時無線電話料であります。

15節は、水防倉庫1棟の建築工事費で、砂金沢水防倉庫でありまして、東北電力か

らの配線工事の関係で平成26年度に繰り越したものでありまして、本年4月下旬に完成をいたしているものであります。

16節原材料費につきましては、土のう用砂等を購入したものであります。

次に、5目災害対策費は、移動系無線の保守管理、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要した経費であります。

1節、9節は防災会議委員報酬及び費用弁償、4節、7節につきましては震災対応のための臨時事務補助員の社会保険料及び賃金、11節はコピー代等の消耗品等や非常食の購入費のほか、自主防災組織に貸与する救急工具等の購入に要したものであります。

12節は、衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報等回線等使用料及び地域防災訓練で使用した際の消火器の詰めかえ等であります。

13節は、携帯無線機及び移動系防災行政無線などの保守点検業務委託料のほか、木造住宅耐震診断業務委託料であります。なお、地域防災計画の見直し策定業務委託料につきましては、県の地域防災計画の策定期間に合わせ平成26年度に繰り越したものでございます。

18節は、新たに設立されました自主防災組織へ貸与する発電機等を購入したものであります。なお、25年度中に設立された自主防災組織は9地区となっております。また、衛星携帯電話のサービス期間が25年度末で終了するため、新機種3台を新たに購入したものであります。

19節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金及び電波利用料負担金並びに木造住宅改修工事1件に係る補助金になるものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

次に、教育費につきましてご説明を申し上げます。決算書64ページになります。主要な施策の成果に関する説明書は102ページからになります。あわせてご参照願います。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要しました費用でございまして、

教育委員会の定例会12回、臨時会3回の開催及び学校訪問などを実施したものであります。

1節報酬及び9節旅費は、教育委員の報酬、費用弁償、研修旅費であります。

10節交際費は、教育長交際費であります。

11節需用費は、研修会時の資料代及び事務用品代などであります。

14節使用料及び賃借料は、研修会参加時の有料道路通行料であります。

19節負担金補助及び交付金は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金であります。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、教育相談事業、学力向上パワーアップ支援事業、私立幼稚園就園奨励費、児童学習支援員配置事業、メンタルケア相談員補助員配置事業、学び支援コーディネーター等配置事業、各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用であります。

1節報酬及び9節旅費は、心身障害児就学指導審議会、2回開催の委員に対する報酬及び費用弁償、それから職員研修会等の旅費でございます。

7節賃金でございますが、教育相談員、児童学習支援員及びメンタルケア相談補助員に対する賃金であります。

8節報償費は、町内教職員各種研修会事業における講師、指導力向上研修会における講師、学び支援コーディネーター、サマースクール・ウインタースクール協力者等に対する謝金でございます。

11節需用費は、コピー代、印刷代、燃料代などあります。

次に、65ページをお願いいたします。

12節役務費は、電話、それからファクス代、切手等の郵送料等でございます。

13節委託料でございますが、これは大和中学校における部活動中の事故に関する損害賠償請求事件に要した弁護士費用でございます。

14節使用料及び賃借料は、難波分校児童、特別支援学級児童及び就学相談対象児童の輸送に係る車借り上げ代及び学校教育用コンピュータの借上料であります。

18節備品購入費は、知能検査キット購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園就園奨励費として町内在住の通園児延べ452人に対しまして助成を行ったものなど及び黒川地域行政事務組合ほか6団体に対する負担金であります。

22節補償補填及び賠償金でございますが、こちらは宮床小学校の倒木事故によります損害補償金、それから先ほど申し上げました大和中学校における部活動中の事故に

関する損害賠償請求事件の和解によります賠償金を支払ったものでございます。

23節償還金利子及び割引料は、町有財産貸付料の還付に要した費用でございます。

25節積立金でございますが、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積み立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費でございます。こちらは小学校6校、分校1校の維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用でございます。

1節報酬は、学校医、学校薬剤師への報酬であります。

7節賃金は、体育館巡視員、プール監視員、事務補助員、樹木伐採作業員への賃金でございます。

8節報償費は、運動会の賞品、それから卒業生への記念品代でございます。

11節需用費でございますが、小学校における消耗品代、光熱水費及び燃料代でございます。

12節役務費は、電話料、火災保険料及び飲料水・プール水の水質検査料等でございます。

13節委託料でございますが、児童・教職員の健康診断及び学校業務員9名の業務委託、警備業務委託料及びインターネット環境構築委託料などがございます。

14節使用料及び賃借料は、NHK受信料、学校行事及び学校間交流事業における児童輸送のための車の借上料等であります。

次に、66ページをお願いいたします。

18節備品購入費でございます。こちらは学校管理用の備品、教材などの学校用備品の購入代でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。学校管理下におけます児童の災害共済の負担金、それから黒川郡学校保健会などへの負担金でございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、こちらは小学校の教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり事業、学級支援サポーター配置事業及び学校・地域共学推進事業などに要した費用でございます。

まず、7節賃金でございますが、吉岡小学校在学でございましたの韓国人の児童に対しまして韓国語を話せる日本語指導助手を配置した賃金、それから図書支援員などの賃金でございます。

8節報償費は、スクールソーシャルワーカー1名に対する謝金でございます。

11節需用費でございます。学校行事の消耗品、教材としての消耗品及び指導書購入

代などであります。

12節役務費でございますが、こちらはスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業による落語鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節備品購入費でございますが、魅力ある図書館づくり事業として学校図書の整備に要した費用、それから学校教材備品等の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校・地域共学推進事業として、各学校への交付金及び遠距離通学対策費として延べ25名の児童保護者に対しまして通学費用の助成を行ったものでございます。

20節扶助費は、準要保護及び特別支援教育就学児童に対する教材費や医療費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目の小学校施設整備費でございます。施設の整備や修繕など施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節でございますが、需用費は校舎の維持修繕料などであります。

12節役務費は、廃棄物の処分料であります。こちらは学校で不要になりました机、椅子等の廃棄の処分料でございます。

13節委託料は、小野小学校校舎増築事業にかかわります基本設計、それから実施設計の委託料、それから主に学校の各種設備の点検保守について委託したものでございます。

15節工事請負費でございますが、小野小学校等の便器の交換、宮床小学校のパソコン室の壁の改修、小野小学校の消防設備の改修、吉岡小学校の駐輪場の設置工事などを実施したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、小野小学校の水道加入金でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

3 中学校費 1 目学校管理費でございますが、中学校 2 校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1 節報酬は、学校医・薬剤師に対する報酬でございます。

7 節賃金は、事務補助員及び体育館巡視員、スクールバス転回場安全巡視員への賃金でございます。

8 節報償費は、体育祭の賞品、それから卒業生への記念品でございます。

9 節旅費は、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

11節需用費につきましては、一般の消耗品、光熱水費及び燃料費が主なものでございます。

13節委託料でございます。生徒・教職員の健康診断、それから警備業務の委託、学校業務員の委託、スクールバスの運行業務の委託及びインターネット環境構築委託などであります。

14節使用料及び賃借料でございますが、中体連、中総体や駅伝大会など学校行事などにおける車借上料が主なものでございます。

18節備品購入費でございますが、学校管理用備品などを購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。学校管理下における生徒の災害共済負担金、それから各種団体への負担金、中総体東北大会、全国大会などへの助成金などでございます。

次に、2目教育振興費でございますが、中学校における教材備品の整備、就学援助費、魅力ある図書館づくり事業、外国語指導助手配置事業及び学校・地域共学推進事業等に要した費用でございます。

7節賃金は、図書支援員、学級支援サポーターに対する賃金でございます。

11節需用費は、学校用消耗品、指導書購入に要した費用が主なものでございます。

12節役務費は、スクールカウンセラーの電話代、学校不要薬品の処分料などがございます。

次に、68ページをお願いいたします。

13節委託料は、外国人指導助手、ALTでございますが、3名の業務委託に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業による落語鑑賞のためのバスの借上料でございます。

18節備品購入費でございます。魅力ある図書館づくり事業といたしまして学校図書の整備に要した費用、学校教材備品の整備に要した費用が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校・地域共学推進事業として中学校2校への交付金でございます。

20節扶助費は、準要保護及び特別支援教育就学生徒に対する教材費や医療費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。施設の整備や修繕など施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節需用費は、校舎等の維持修繕料でございます。

12節役務費は、廃棄備品等の処分料でございます。

13節委託料に関しましては、学校の各種設備の点検保守について委託したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時09分 延 会